

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成 27 年の平均寿命（厚生労働省：平成 27 年簡易生命表による）は、前年を上回り、男 80.79 年（前年比 0.29 年増）、女 87.05 年（同 0.22 年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65 歳の平均余命は、男 19.46 年（前年比 0.17 年増）、女 24.31 年（同 0.13 年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和 46～49 年の第二次ベビーブームには毎年 200 万人を超えていたが、昭和 49 年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成 27 年の出生数は 101 万人と前年に比べて 2 千人増加し、合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率の合計）は 1.45（前年比 0.03 増）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成 28 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上人口が 3,434 万人と年々増加しており、総人口の 27.0%を占め、4 人に 1 人が 65 歳以上人口となっている。

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 29 年推計、出生中位（死亡中位）推計）によると、65 歳以上人口は、平成 54（2042）年のおおよそ 3,935 万人をピークに減少を始めるが、65 歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成 54（2042）年以降も上昇を続け、平成 77（2065）年には 38.4%の水準に達する。すなわち 5 人に 2 人が 65 歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成 27 年国民生活基礎調査（厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,595 万 5 千世帯と、全世帯 5,036 万 1 千世帯の 51.5%を占めている。同様に、65 歳以上の者のいる世帯 2,372 万 4 千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,269 万 5 千世帯となっており、65 歳以上の者のいる世帯の 95.7%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額 297 万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が 67.5%、稼働所得が 20.3%、財産所得が 5.2%となっており、公的年金・恩給が 7 割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は 55.0%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成27年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,535万人、老齢基礎年金等受給権者数は3,231万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.02となっている。

また、厚生年金制度の状況についてみると、厚生年金制度の被保険者数は4,129万人、老齢（退職）年金受給権者数（共済年金を含む）は1,856万人となっており、年金扶養比率は2.22となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成27年度末）

○国民年金制度 （平成27年度（未現在））

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (平成28年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	万人 1,668	万人 3,231	2.02	万円 5.5	兆円 3.4	兆円 8.8	7.5	円 16,260	65歳
国民年金第2号被保険者	3,952								
国民年金第3号被保険者	915								
合計	6,535								
(参考) 公的年金加入者合計	6,712								

- 注1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧老齢（退職）年金受給権者数等を加えたものである。
2. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
3. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金（国庫負担繰延額を含めた推計値）が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。
4. 公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

○厚生年金制度 （平成27年度（未現在））

区分	被保険者数 ①	老齢（退職）年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢（退職）年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (平成28年9月)	老齢（退職）年金 支給開始年齢 (平成28年度)
第1号厚生年金（旧厚生年金）	万人 3,686	万人 1,856	2.22	万円 15.0	兆円 47.9	兆円 162.7	5.2	%	報酬比例部分 一般男子・共済女子 62歳 旧厚年女子 60歳 坑内員・船員 60歳
第2号厚生年金（国家公務員共済組合）	106								
第3号厚生年金（地方公務員共済組合）	283								
第4号厚生年金（私立学校教職員共済）	53								
合計	4,129							定額部分 一般男子・共済女子 65歳 旧厚年女子 64歳 坑内員・船員 60歳	

- 注1. 老齢（退職）年金受給権者数（老齢・退年相当）には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者及び平成27年9月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者を含む。
2. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済（以下、「共済組合等」という。）については、職域加算部分を除く推計値である。
3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。また、各共済組合等の給付費及び追加費用については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）の年度末積立金の合計である。
5. 坑内員及び船員の保険料率は、18.184%である（平成28年10月）。また、私学共済の保険料率は、一元化法附則の規定により13.911%に軽減されている。

(2) 加入者数

平成 27 年度末の公的年金制度の加入者総数は 6,712 万人であり、総人口 1 億 2,699 万人の 52.9% を占めている。また、制度別にみると国民年金第 1 号被保険者数 1,668 万人(対前年度末 74 万人減)、厚生年金被保険者数(第 1～4 号)は 4,129 万人(同 89 万人増)、うち第 1 号厚生年金被保険者数 3,686 万人(同 88 万人増)、第 2～4 号厚生年金被保険者数 443 万人(同 2 万人増)、国民年金第 3 号被保険者数 915 万人(同 17 万人減)となっている(表 2、図 1)。

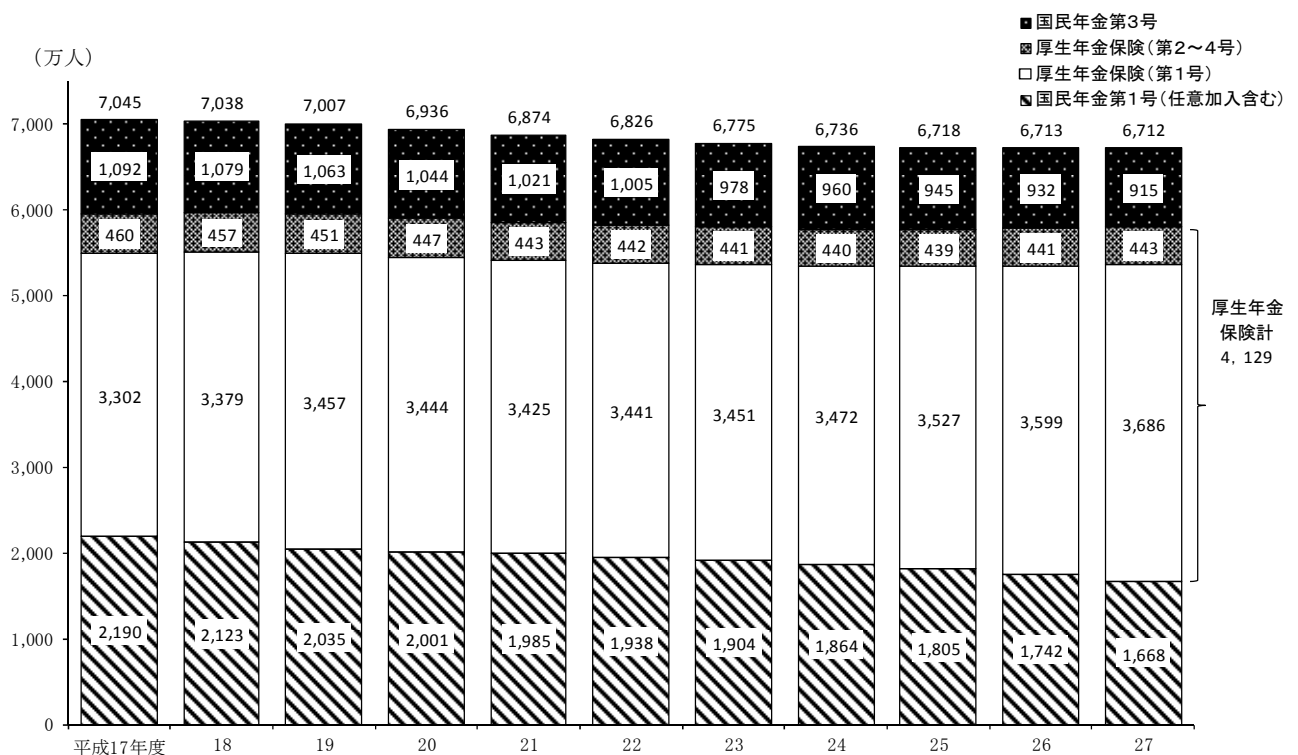
表 2 公的年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	加入者総数	国民年金第 1 号被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第 2 号被保険者等)		国民年金第 3 号被保険者	総人口	加入者総数 / 総人口	
			厚生年金保険(第 1 号)	厚生年金保険(第 2～4 号)				
平成17年度	70,447	21,903	37,621	33,022	4,599	127,723	55.2	
18	70,383	21,230	38,363	33,794	4,569	127,747	55.1	
19	70,066	20,354	39,084	34,570	4,514	127,687	54.9	
20	69,358	20,007	38,916	34,445	4,471	127,566	54.4	
21	68,738	19,851	38,677	34,248	4,429	127,445	53.9	
22	68,258	19,382	38,829	34,411	4,418	127,046	53.4	
23	67,747	19,044	38,924	34,515	4,410	9,778	127,567	53.1
24	67,356	18,637	39,116	34,717	4,399	9,602	127,354	52.9
25	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	9,454	127,136	52.8
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	9,319	126,939	52.9
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	9,151	126,991	52.9

- 注 1. 国民年金第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 2. 厚生年金保険(第 1 号)の被保険者は、平成 26 年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成 27 年度は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。
 3. 厚生年金保険(第 2～4 号)の被保険者は、平成 26 年度以前は共済組合の組合員数、平成 27 年度は第 2～4 号厚生年金被保険者を計上している。
 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。
 5. 総人口は翌年度 4 月 1 日現在の推計人口(総務省統計局)である。

図 1 公的年金 被保険者数の推移



(3) 受給者数

平成27年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,158万人であり、前年度末に比べて170万人の増加となっている。厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,862万人であり、前年度末に比べて61万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、4,025万人となっており、前年度末に比べて35万人増加している（表3、図2）。

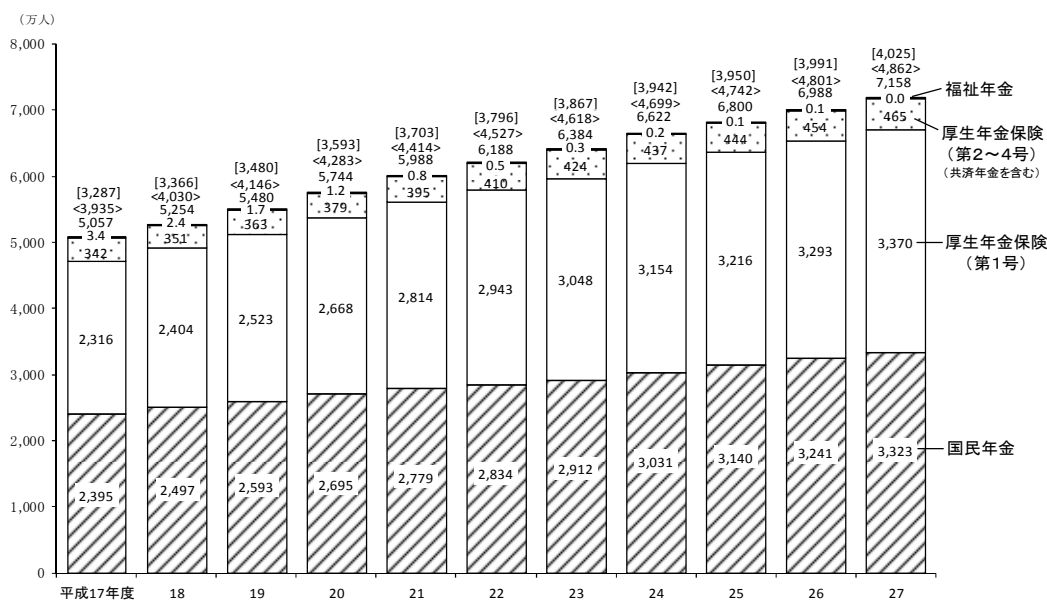
表3 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数			国民年金	厚生年金保険 （第1号）	厚生年金保険 （第2～4号） （共済年金を含む）	福祉年金
平成17年度	50,566	<39,347>	[32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542	<40,298>	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0

- 注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
2. []内は重複のない実受給権者数である。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

図2 公的年金 受給者数の推移



- 注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
2. []内は重複のない実受給権者数である。

平成27年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,832万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,452万人、遺族年金が639万人、障害年金が232万人、通算遺族年金が3万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成27年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	33,703	14,859	13,110	410	5,292	32
旧法厚生年金保険	1,539	596	483	42	388	30
新法厚生年金保険	31,652	13,960	12,543	363	4,786	・
（再掲）基礎あり	22,722	12,042	10,365	238	77	・
旧法船員保険	32	14	2	1	14	1
旧共済組合	480	290	82	4	104	1
（再掲）基礎あり	241	166	73	2	0	・
国民年金計	33,229	30,646	623	1,858	103	・
旧法拠出制	1,597	905	623	56	13	・
新法基礎年金	31,632	29,740	・	1,802	90	・
（再掲）基礎のみ	8,151	6,588	・	1,535	28	・
（再掲）基礎のみ共済なし	7,196	5,679	・	1,496	21	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	4,646	2,815	784	47	999	2
合計	71,580 (48,617)	48,321 (36,113)	14,517 (4,079)	2,315 (2,075)	6,393 (6,316)	33 (33)

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
7. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成 27 年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が 88 万人 (2.9%)、厚生年金保険 (第 1 号) が 28 万人 (1.9%)、厚生年金保険 (第 2～4 号) が 4 万人 (1.5%) の増加に対し、福祉年金は 3 百人 (39.1%) の減少となっている (表 5)。

表 5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数		国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)			
平成 17 年度	33,952	〈27,744〉	20,832	2,972	17,860	13,086	10,852	2,234	34
18	35,392	〈28,590〉	21,864	2,736	19,128	13,505	11,234	2,271	24
19	36,949	〈29,539〉	22,872	2,502	20,370	14,060	11,725	2,335	17
20	38,649	〈30,607〉	23,928	2,272	21,657	14,709	12,287	2,422	12
21	40,220	〈31,630〉	24,812	2,060	22,751	15,400	12,893	2,507	8
22	41,413	〈32,404〉	25,424	1,832	23,592	15,983	13,399	2,584	5
23	42,760	〈33,210〉	26,273	1,615	24,658	16,484	13,831	2,653	3
24	44,494	〈34,146〉	27,527	1,412	26,115	16,965	14,246	2,718	2
25	45,781	〈34,759〉	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124	〈35,473〉	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321	〈36,113〉	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0

- 注 1. 〈 〉内は厚生年金保険 (第 1 号) と基礎年金 (同一の年金種別) を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金 (同一の年金種別) を併給している者の重複分は控除されていない。
2. 厚生年金保険 (第 1 号) の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間 (平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む) のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
3. 厚生年金保険 (第 2～4 号) の受給者は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

(4) 年金額

平成27年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が43兆円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆8千億円、通算老齢年金が2兆7千億円、障害年金が2兆円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成27年度末）

（単位：億円）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	258,123	177,774	23,919	3,003	53,344	84
厚生年金基金代行分除く	243,211	164,093	22,688	3,003	53,344	84
旧法厚生年金保険	16,512	10,083	1,828	498	4,022	80
厚生年金基金代行分除く	16,365	9,964	1,801	498	4,022	80
新法厚生年金保険	234,831	162,631	21,882	2,441	47,877	・
（別掲）基礎年金	155,850	84,667	68,387	2,039	757	・
厚生年金基金代行分除く	220,066	149,070	20,677	2,441	47,877	・
旧法船員保険	653	393	8	28	222	2
旧共済組合	6,127	4,666	202	35	1,223	2
（別掲）基礎年金	1,784	1,235	534	14	1	・
国民年金計	221,751	203,158	1,403	16,180	1,010	・
旧法拠出制	6,373	4,418	1,403	493	58	・
新法基礎年金	215,378	198,740	・	15,687	951	・
（再掲）基礎のみ	55,079	41,374	・	13,416	289	・
（再掲）基礎のみ共済なし	48,017	34,725	・	13,079	213	・
福祉年金	2	2	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	65,628	49,338	1,840	543	13,899	5
合 計	545,504 [530,592]	430,272 [416,591]	27,163 [25,931]	19,725 [19,725]	68,252 [68,252]	89 [89]

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
4. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成 27 年度末における公的年金受給者の年金総額は 54 兆 6 千億円であり、前年度末と比べると 1 兆 1 千億円増加している。

平成 27 年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が 22 兆 2 千億円、厚生年金保険（第 1 号）が 25 兆 8 千億円、厚生年金保険（第 2～4 号）が 6 兆 6 千億円、福祉年金が 2 億円となっている（表 7）。

表 7 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)				福祉年金	総数 / 国民 所得
			厚生年金保険 (第 1 号)		厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)			
平成17年度	455,700 [444,658]	150,681	304,881	240,934 [229,892]	63,947	138	% 11.8	
18	465,444 [453,682]	158,168	307,178	242,932 [231,170]	64,245	98	11.9	
19	474,395 [462,040]	165,637	308,690	244,254 [231,898]	64,436	69	12.1	
20	488,658 [475,392]	173,646	314,965	249,461 [236,195]	65,504	47	13.4	
21	502,554 [488,159]	180,421	322,101	255,333 [240,939]	66,768	32	14.2	
22	511,332 [496,045]	185,352	325,960	258,761 [243,474]	67,199	21	14.1	
23	522,229 [506,098]	191,168	331,049	263,023 [246,892]	68,026	13	14.6	
24	532,397 [515,432]	199,912	332,477	263,902 [246,937]	68,575	8	14.8	
25	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.1	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.7	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	14.0	

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、平成 27 年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成27年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険（第1号）が14万8千円、国民年金が5万5千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が14万6千円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者の平均年金月額（平成27年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	147,872	59,013	102,630	85,200	22,077
厚生年金基金代行分除く	140,200	58,230	102,630	85,200	22,077
旧法厚生年金保険	140,940	31,548	98,088	86,405	22,154
厚生年金基金代行分除く	139,270	31,075	98,088	86,405	22,154
新法厚生年金保険	147,624	59,975	102,769	84,681	・
（再掲）基礎年金	50,542	45,436	46,769	1,319	・
厚生年金基金代行分除く	139,529	59,174	102,769	84,681	・
基礎あり	157,550	69,545	128,276	146,389	・
（再掲）基礎年金	58,591	54,985	71,343	81,914	・
旧法船員保険	239,503	28,314	173,395	132,894	21,627
旧共済組合	169,764	74,446	116,230	98,259	19,507
旧法	183,079	39,473	124,363	98,235	19,507
新法	160,154	76,478	110,345	98,270	・
（再掲）基礎年金	61,192	57,181	56,975	67	・
基礎あり	160,709	78,862	121,822	149,508	・
（再掲）基礎年金	62,048	61,019	69,250	82,856	・
国民年金計	55,244	18,777	72,565	81,832	・
旧法拠出制	40,671	18,777	73,268	38,096	・
新法基礎年金	55,688	・	72,543	88,014	・
（再掲）基礎のみ	52,337	・	72,819	85,743	・
（再掲）基礎のみ共済なし	50,954	・	72,861	84,088	・
福祉年金	33,308	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号）	146,036	19,567	96,985	115,956	25,109
（共済年金を含む）	146,036	19,567	96,985	115,956	25,109
（再掲）公務上を除く	146,036	19,567	91,763	115,857	25,109

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。

3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。

4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。

5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。

6. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。

7. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。

8. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。

9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。

10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

(1) 適用状況

① 事業所数

平成 27 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の適用事業所数は 197 万 5 千か所で、前年度末に比べて 10 万 7 千か所の増加となっている。平成 27 年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は 2 万 5 千か所で、前年度末に比べて 4 万 1 千か所の減少となっている（表 9）。

表 9 厚生年金保険（第 1 号） 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数				厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成17年度	1,648	1,528	114	5.4	1,515	1,406	108	128	122	5.8
18	1,681	1,595	81	5.3	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4	1,796	1,709	87	66	65	1.7
27	1,975	1,892	78	4.4	1,945	1,867	77	25	24	0.9

注 1. 事業所の総数には任意単独適用（平成27年度末は、340事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

平成 27 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の被保険者数は 3,686 万人で、前年度末に比べて 88 万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が 2,338 万人、女子が 1,349 万人となっている。前年度末と比べると、男子が 45 万人増加、女子が 43 万人増加している。平成 27 年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

育児休業等期間中（平成 26 年度以降は産前産後休業期間を含む）の保険料免除者数は、平成 27 年度末現在で 33 万人となっている。前年度末と比べると 3 万人増加している（表 10、図 3）。

表 10 厚生年金保険（第 1 号） 被保険者数の推移

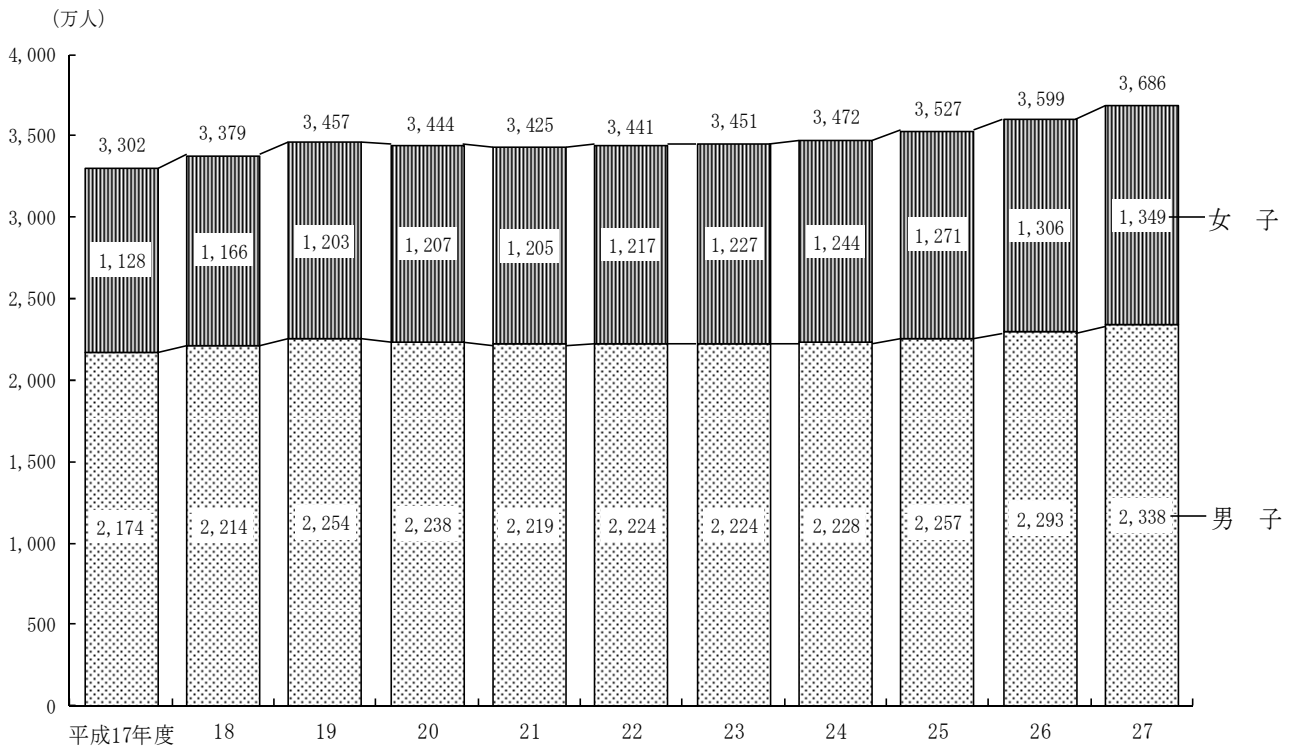
(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数	男 子				女 子	育児休業等 保険料免除者
		一 般 男 子	坑 内 員	船 員			
平成17年度	33,022	21,740	21,679	0.8	60	11,282	97
18	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	111
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	129
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	145
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	180
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	197
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	214
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	234
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	301
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	332

注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。

2. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

図3 厚生年金保険（第1号）被保険者数の推移



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

平成27年度末の厚生年金保険（第1号）における厚生年金基金の加入者数は128万人で前年度末に比べて173万人減少している。また、厚生年金基金加入者は厚生年金保険（第1号）全被保険者数の3.5%を占めている（表11）。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	
平成17年度	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3
26	32,974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4
27	35,584	22,499	13,032	1,280	824	456	3.5

④ 産業大分類・規模別適用状況

表12及び表13は、平成27年9月1日現在で、産業大分類・規模別に厚生年金保険（第1号）の適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業大分類にみると、事業所数では建設業（全事業所数の18.1%）、卸売・小売業（同17.6%）、製造業（同13.4%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の23.4%）、卸売・小売業（同15.5%）、医療・福祉（同12.3%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険（第1号） 産業大分類・規模別事業所数（平成27年9月1日現在の調査）

（単位：か所）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）							合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上		
農林水産業	8,976	4,931	9,025	757	129	8	5	23,831	1.2
鉱業・採石業・砂利採取業	976	462	1,660	263	48	2	3	3,414	0.2
建設業	136,604	71,926	126,387	9,417	1,626	151	126	346,237	18.1
製造業	78,779	37,803	101,388	26,614	10,389	1,108	831	256,912	13.4
電気・ガス・熱供給・水道業	5,908	2,339	4,015	661	274	23	33	13,253	0.7
情報通信業	29,005	8,524	18,949	5,077	2,095	262	220	64,132	3.3
運輸業・郵便業	16,685	7,621	32,475	10,217	3,434	315	249	70,996	3.7
卸売・小売業	149,987	60,726	103,441	16,263	6,058	742	570	337,787	17.6
金融・保険業	10,098	3,936	4,721	889	795	178	203	20,820	1.1
不動産業・物品賃貸業	80,371	15,084	15,143	2,184	718	94	68	113,662	5.9
学術研究・専門技術サービス業	77,571	25,273	37,567	4,158	1,229	142	75	146,015	7.6
飲食店・宿泊業	30,429	12,574	20,369	3,145	1,047	129	91	67,784	3.5
生活関連サービス業・娯楽業	25,814	10,044	19,402	3,839	1,029	117	61	60,306	3.1
教育・学習支援業	10,976	3,647	8,872	1,547	366	64	41	25,513	1.3
医療・福祉	33,643	29,911	84,185	17,929	7,979	671	238	174,556	9.1
複合サービス事業	6,119	1,543	2,047	536	519	112	47	10,923	0.6
サービス業	73,511	28,646	52,697	9,207	3,562	453	314	168,390	8.8
公務	4,433	1,467	3,648	1,259	1,011	168	68	12,054	0.6
総数	779,885	326,457	645,991	113,962	42,308	4,739	3,243	1,916,585	100.0
割合(%)	40.7	17.0	33.7	5.9	2.2	0.2	0.2	100.0	

注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

表13 厚生年金保険（第1号） 産業大分類・規模別被保険者数（平成27年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）							合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上		
農林水産業	10,887	16,942	89,663	37,094	23,130	4,958	15,699	198,373	0.5
鉱業・採石業・砂利採取業	1,026	1,605	19,893	12,682	9,799	1,658	9,804	56,467	0.2
建設業	174,552	247,600	1,254,599	447,742	309,450	107,496	354,562	2,895,461	7.9
製造業	92,214	130,140	1,210,059	1,399,321	2,064,483	762,175	2,932,299	8,590,691	23.4
電気・ガス・熱供給・水道業	5,279	8,066	42,798	34,681	54,482	15,940	193,515	354,761	1.0
情報通信業	30,968	29,110	221,517	269,175	418,686	181,212	657,664	1,808,332	4.9
運輸業・郵便業	16,473	26,415	418,263	530,458	665,162	222,540	777,921	2,657,232	7.2
卸売・小売業	173,453	207,401	1,092,709	839,162	1,236,883	519,970	1,633,914	5,703,492	15.5
金融・保険業	11,615	13,363	46,567	48,867	188,475	122,606	923,040	1,354,533	3.7
不動産業・物品賃貸業	84,696	50,625	151,989	111,209	140,519	64,365	149,283	752,686	2.0
学術研究・専門技術サービス業	91,274	86,095	375,914	211,141	243,034	98,292	174,135	1,279,885	3.5
飲食店・宿泊業	35,376	42,855	216,410	161,632	210,792	87,606	241,937	996,608	2.7
生活関連サービス業・娯楽業	29,274	34,370	214,922	193,806	200,867	78,522	150,693	902,454	2.5
教育・学習支援業	12,740	12,447	108,539	73,419	72,768	42,929	144,888	467,730	1.3
医療・福祉	43,339	104,571	932,055	970,195	1,580,211	451,863	448,322	4,530,556	12.3
複合サービス事業	6,598	5,207	21,124	29,951	129,410	73,589	84,250	350,129	1.0
サービス業	82,430	98,148	561,319	477,329	726,730	318,343	996,593	3,260,892	8.9
公務	4,461	5,019	43,151	70,277	221,607	113,035	116,371	573,921	1.6
総数	906,655	1,119,439	7,021,491	5,918,141	8,496,488	3,267,099	10,004,890	36,734,203	100.0
割合(%)	2.5	3.0	19.1	16.1	23.1	8.9	27.2	100.0	

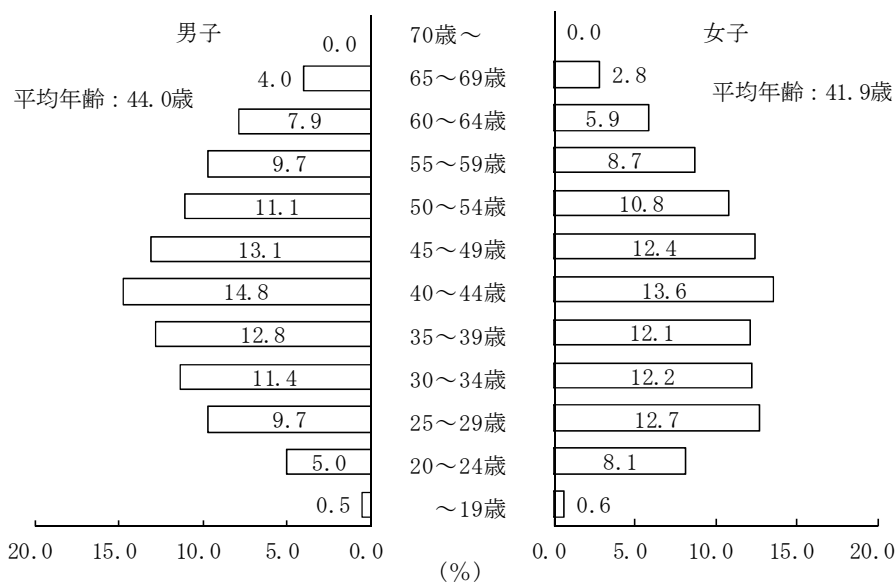
注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

⑤ 年齢構成

平成 27 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男女ともに 40～44 歳の割合が最も高くなっている（男子 14.8%、女子 13.6%）。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成 27 年度末で、男子は 44.0 歳、女子は 41.9 歳となっている（図 4）。

図 4 厚生年金保険（第 1 号） 被保険者の年齢構成（平成27年度末）



⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成 27 年度末の標準報酬月額の平均は 30 万 9 千円（男子 35 万円、女子 23 万 8 千円）であり、前年度末に比べて 0.2%増加している。平成 27 年度の年度平均についても、30 万 8 千円（男子 34 万 9 千円、女子 23 万 7 千円）と、前年度に比べて 0.4%増加している（表 14）。

表 14 厚生年金保険（第 1 号） 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成23年度	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
	25	306,282	347,276	233,482	305,408	346,418	232,675
	26	308,382	349,735	235,763	306,897	348,043	234,554
	27	308,938	350,114	237,574	308,007	349,144	236,552
伸び率 (%)	平成23年度	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5
	25	0.0	△ 0.1	0.6	0.2	0.1	0.7
	26	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.8
	27	0.2	0.1	0.8	0.4	0.3	0.9

注 1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年 4 月から翌年 3 月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成27年度で44万1千円（うち男子51万3千円、女子30万3千円）であり、前年度に比べて1.2%増加している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成27年度で438万1千円（うち男子501万3千円、女子328万4千円）であり、前年度に比べて0.4%増加している（表15）。

表15 厚生年金保険（第1号） 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成23年度	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
	25	428,046	496,257	295,951	4,326,485	4,948,041	3,224,130
	26	435,820	506,140	299,803	4,361,575	4,991,749	3,253,588
	27	440,856	513,382	303,238	4,381,148	5,012,923	3,283,744
伸び率 (%)	平成23年度	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4
	25	0.4	0.3	1.1	0.3	0.3	0.7
	26	1.8	2.0	1.3	0.8	0.9	0.9
	27	1.2	1.4	1.1	0.4	0.4	0.9

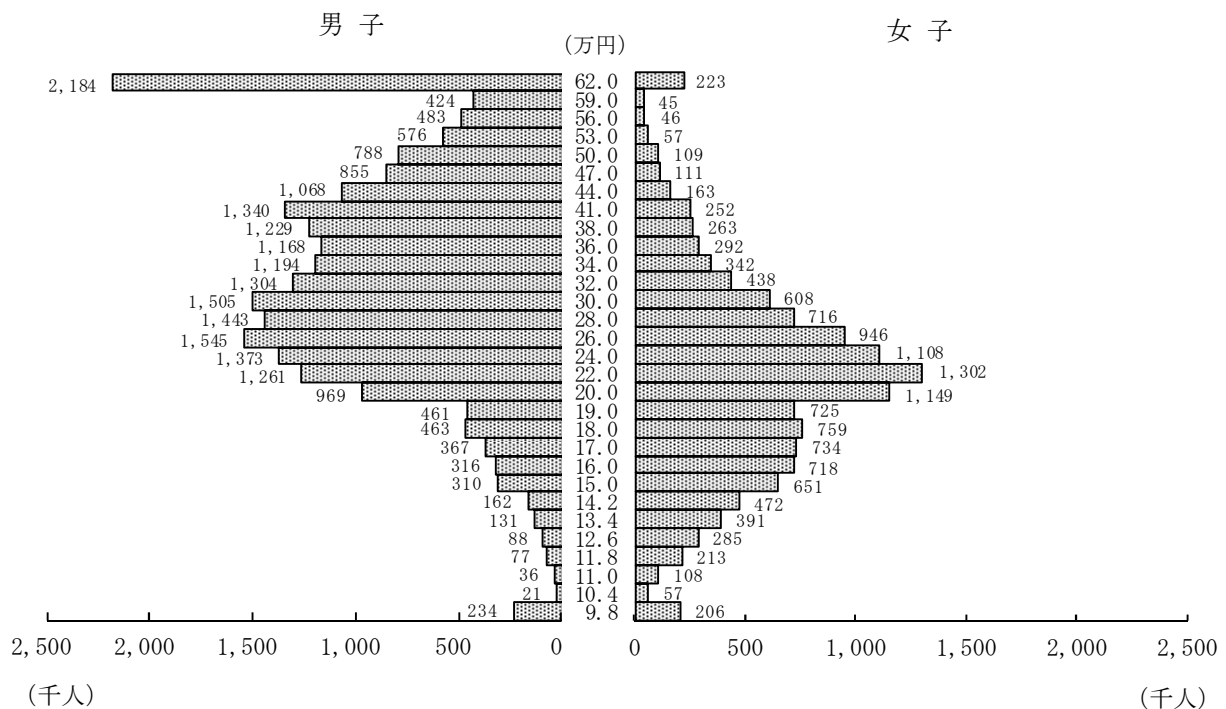
注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図5は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が218万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が130万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（平成27年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成27年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,370万人で、内訳は旧法厚生年金保険が154万人、旧法船員保険が3万人、新法厚生年金保険が3,165万人、旧共済組合が48万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,486万人（全受給者数の44.1%）、通算老齢年金が1,311万人（同38.9%）、障害年金が41万人（同1.2%）、遺族年金が529万人（同15.7%）、通算遺族年金が3万人（同0.1%）となっている。

また、平成27年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,221万人、通老相当が1,044万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は24万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険（第1号） 受給者数（平成27年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	14,859	44.1	596	1.8	14	0.0	13,960 (12,042)	41.4	290 (166)	0.9
通算老齢年金	13,110	38.9	483	1.4	2	0.0	12,543 (10,365)	37.2	82 (73)	0.2
障 害 年 金	410	1.2	42	0.1	1	0.0	363 (238)	1.1	4 (2)	0.0
遺 族 年 金	5,292	15.7	388	1.2	14	0.0	4,786 (77)	14.2	104 (0)	0.3
通算遺族年金	32	0.1	30	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	33,703	100.0	1,539	4.6	32	0.1	31,652 (22,722)	93.9	480 (241)	1.4

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. ()内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が28万人、通算老齢年金が40万人、障害年金が7千人、遺族給付が9万人の増加となっている（表17、図6）。

表17 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

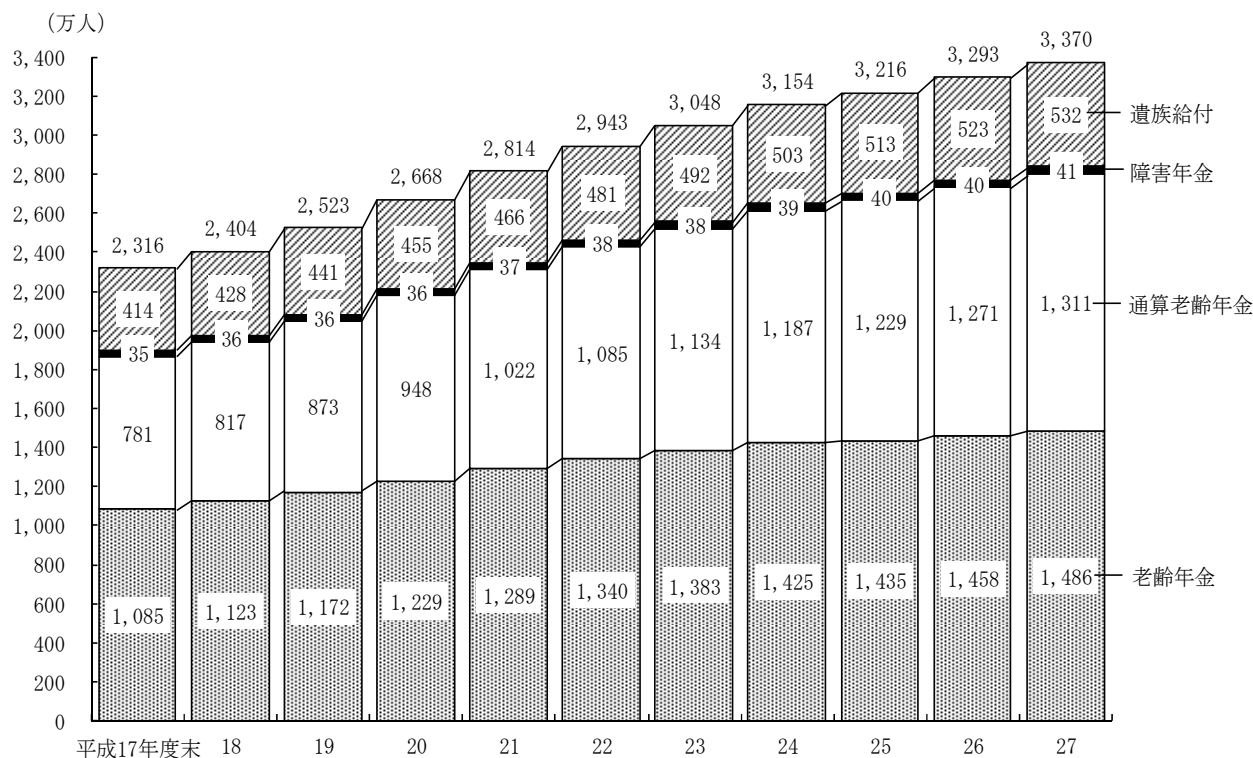
年度	合計	年金種別別			
		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図6 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が9万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が7万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が5百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が39万人、通老相当が47万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成17年度	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

② 受給権者数

平成27年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,600万人で、その内訳を年金種別にみると、老齢年金が1,568万人、通算老齢年金が1,404万人、障害年金が59万人、遺族給付が568万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	受給権者数			
		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成27年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、355万人となっており、前年度末に比べて28万人（8.6%）の増加となっている（表20）。

表20 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

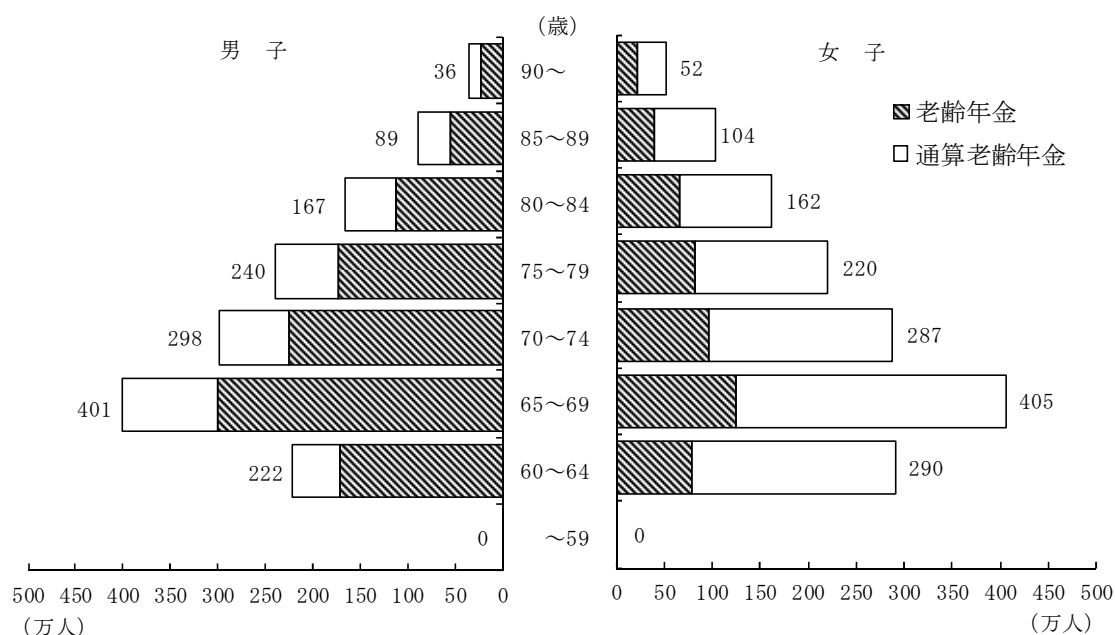
	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成23年度	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)
27	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)

- 注1. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者（平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成27年度以降に限る）
 である老齢給付の受給権者及び受給者である。
2. () 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。
 ただし、平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図7は、平成27年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者2,973万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に65～69歳が最も多い（男子は401万人、女子は405万人）。

図7 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成27年度末）

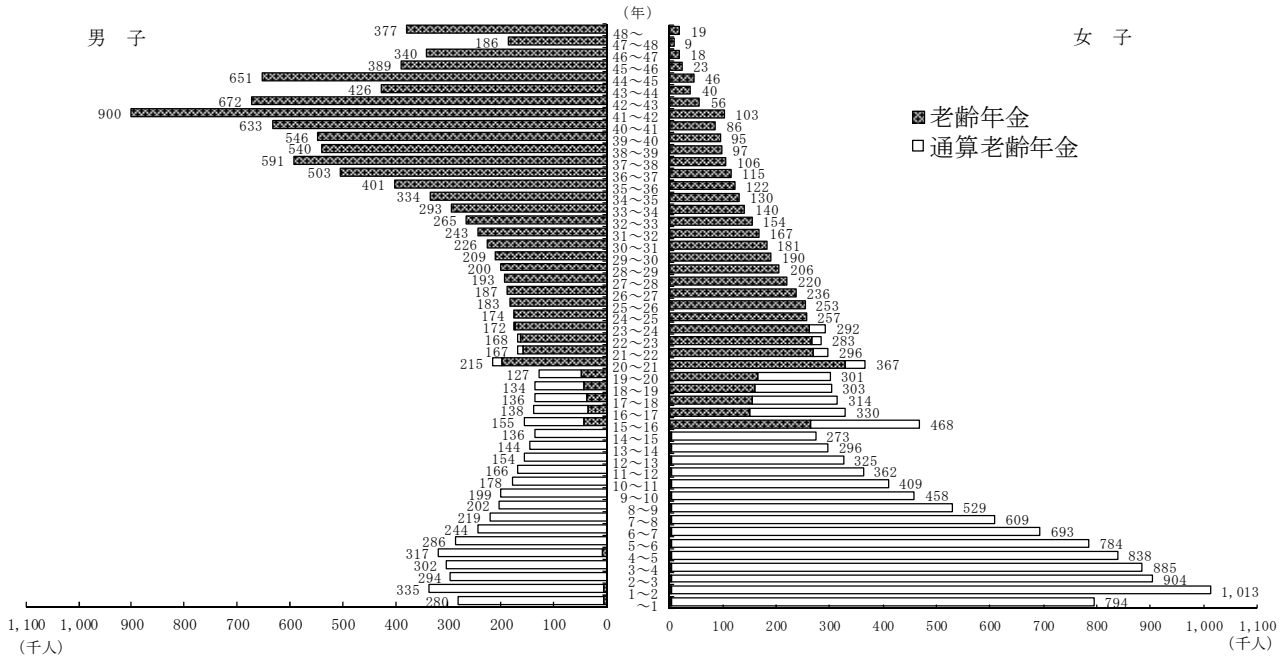


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 27 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 8 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（90 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（101 万人）になっている。

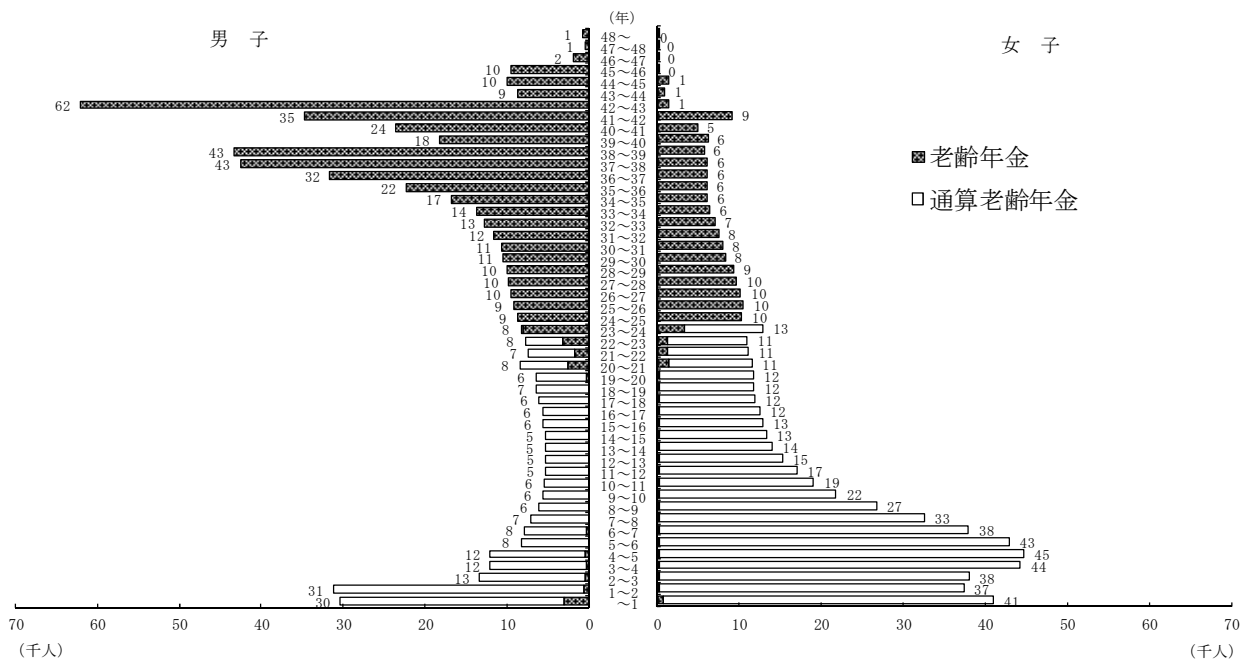
図 8 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成 27 年度末）



平成 27 年度に新規裁定された厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 9 のとおりである。

男子では 42 年以上 43 年未満が最も多く（6 万人）、女子では 4 年以上 5 年未満が最も多く（4 万人）になっている。

図 9 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成 27 年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成27年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆8,123億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆7,774億円で年金総額の68.9%を占めており、通算老齢年金が2兆3,919億円（年金総額の9.3%）、障害年金が3,003億円（同1.2%）、遺族年金が5兆3,344億円（同20.7%）、通算遺族年金が84億円（同0.0%）となっている（表21）。

表21 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（平成27年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	177,774	68.9	10,083	3.9	393	0.2	162,631	63.0	4,666	1.8
通算老齢年金	23,919	9.3	1,828	0.7	8	0.0	21,882	8.5	202	0.1
障 害 年 金	3,003	1.2	498	0.2	28	0.0	2,441	0.9	35	0.0
遺 族 年 金	53,344	20.7	4,022	1.6	222	0.1	47,877	18.5	1,223	0.5
通算遺族年金	84	0.0	80	0.0	2	0.0	・	・	2	0.0
合 計	258,123	100.0	16,512	6.4	653	0.3	234,831	91.0	6,127	2.4

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が866億円の増加、通算老齢年金が30億円の増加、障害年金が36億円の増加、遺族給付が1,198億円の増加となっている（表22、図10）。

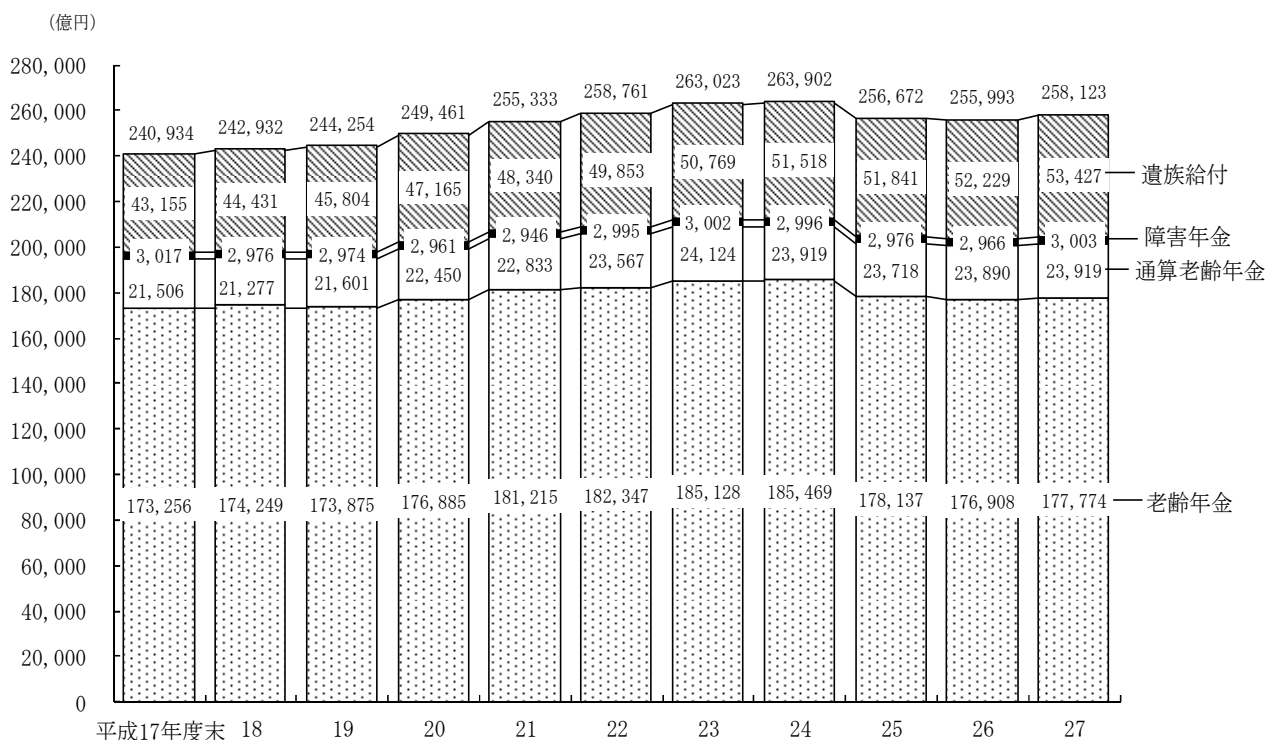
表22 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金		障害年金	遺族給付
	金額	(内訳)	金額	(内訳)	金額	(内訳)		
平成17年度	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図10 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移



厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が1,517億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が270億円、旧法船員保険の老齢年金が54億円、旧法船員保険の通算老齢年金が2億円、旧共済組合の退職年金が551億円、通算退職年金が11億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が2,988億円、新法厚生年金保険の通老相当が312億円の増加となっている（表23）。

表23 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成16年度	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
17	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
18	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
19	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
20	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
21	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
22	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
23	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
24	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
25	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

平成27年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万8千円、通算老齢年金が5万9千円となっている（表24）。

表24 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年度	老齢年金	（再掲）基礎または定額あり		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		（再掲）基礎または定額あり	（再掲）基礎及び定額なし			
平成23年度	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成23年度及び平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度以降は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳に引き上げられたことにより、平成25年度以降の60歳の老齢年金受給権者数は大幅に減少している。これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者を含んでいるため、平均年金月額が高くなっている（表25）。

表25 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578
27	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
 3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度から平成26年度は62歳までと63歳以降で、平成27年度は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られる（表26）。

表26 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384
27	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
 3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

表 27 は厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成 27 年度末における受給権者数は 1,568 万人、その平均年金月額額は 14 万 5 千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は 26 万人の増加、平均年金月額額は 4 百円の増加となっている。

表27 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額額の推移

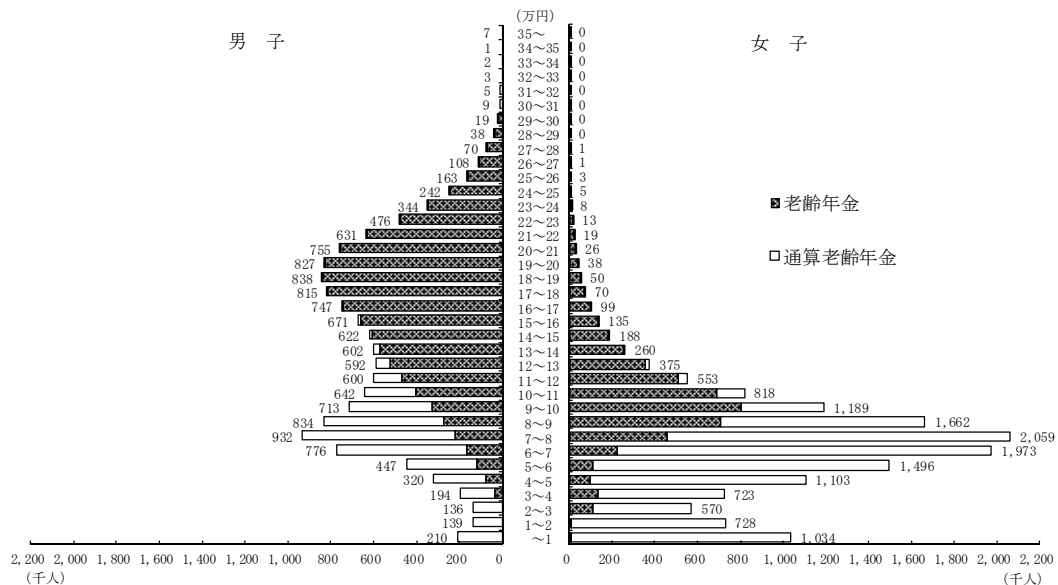
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権 者 数	平均年金月額	受給権 者 数	平均年金月額	受給権 者 数	平均年金月額	受給権 者 数	平均年金月額	受給権 者 数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成17年度	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
5. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成 27 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 11 である。男子は、通算老齢年金を中心に 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金の 18～19 万円をピークとする山に分かれているが、女子では 7～8 万円がピークとなっている。

図11 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

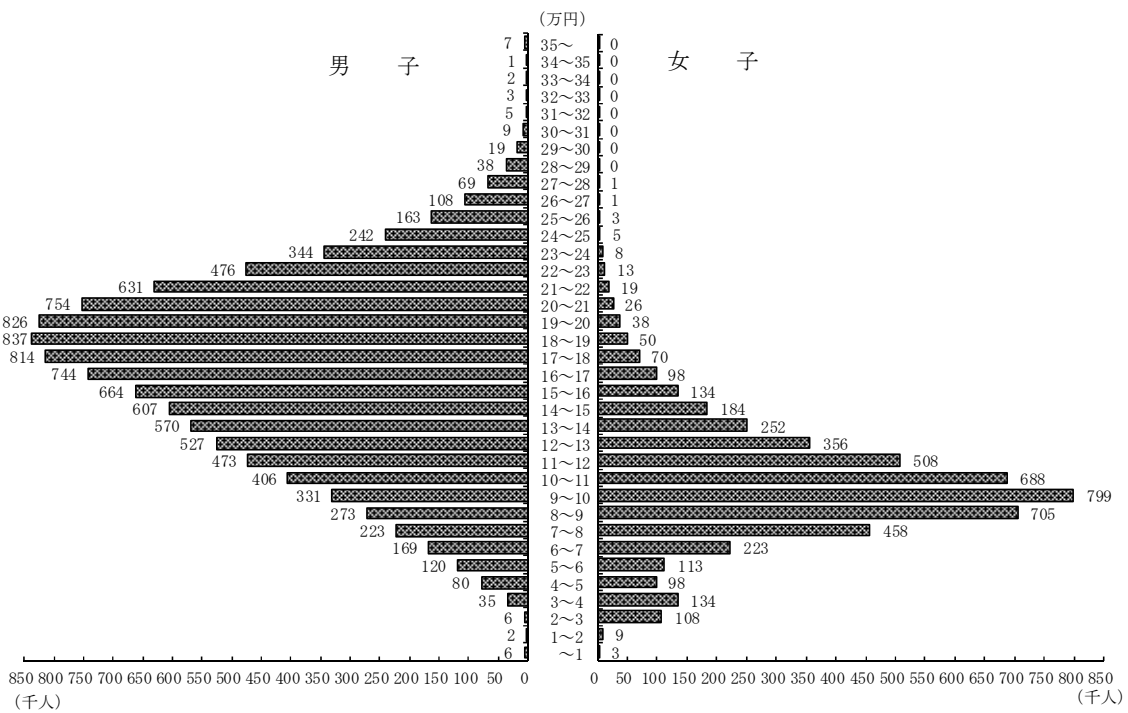
平成27年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図12である。男子は、15～20万円が男子全体の36.7%を占めており、より詳細にみると18～19万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が45.0%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表28 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,684	100.0	10,582	100.0	5,102	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	480	3.1	128	1.2	352	6.9
5 ～ 10	3,413	21.8	1,116	10.5	2,297	45.0
10 ～ 15	4,571	29.1	2,582	24.4	1,989	39.0
15 ～ 20	4,274	27.3	3,885	36.7	389	7.6
20 ～ 25	2,516	16.0	2,446	23.1	70	1.4
25 ～ 30	403	2.6	398	3.8	5	0.1
30 ～	26	0.2	26	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	145,305		166,120		102,131	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図12 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

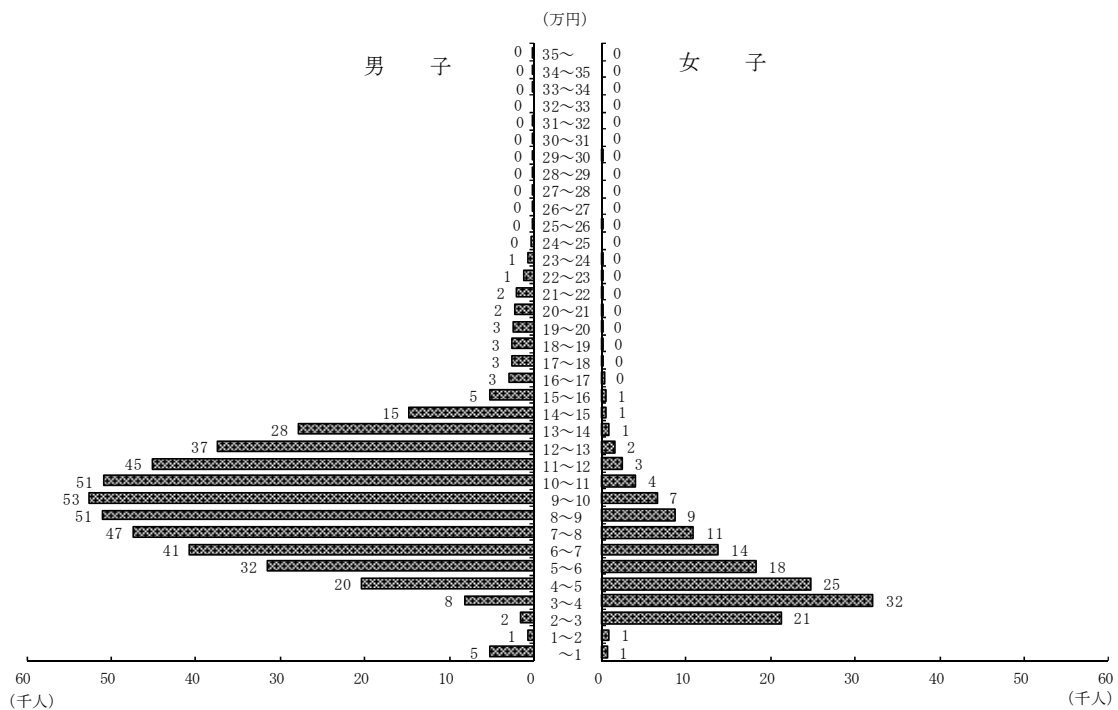
平成27年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表29、図13である。男子は、月額5～10万円が48.7%を占めているが、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が53.2%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとして、おおむね年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

表29 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	609	100.0	459	100.0	150	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	116	19.1	36	7.9	80	53.2
5 ～ 10	282	46.3	223	48.7	59	39.0
10 ～ 15	186	30.6	176	38.4	10	6.7
15 ～ 20	18	2.9	16	3.5	1	1.0
20 ～ 25	7	1.1	7	1.5	0	0.1
25 ～ 30	0	0.1	0	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	85,923		95,870		55,503	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度新規裁定）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

④ 雇用保険

平成27年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は5万1千人、総停止年金額は318億円、平均停止月額は5万2千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は31万人、停止総額は395億円、平均停止月額は1万1千円となっている（表30）。

表30 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】				(年度末現在)					
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成23年度	78,622	63,564	15,058	65,743,544	61,995,654	3,747,890	69,683	81,277	20,741
24	68,582	55,391	13,191	55,282,812	52,364,740	2,918,072	67,174	78,780	18,435
25	58,449	42,179	16,270	38,385,883	34,929,369	3,456,514	54,728	69,010	17,704
26	53,088	36,938	16,150	34,261,845	30,782,838	3,479,007	53,782	69,447	17,952
27	51,283	35,080	16,203	31,803,391	28,669,688	3,133,703	51,680	68,105	16,117

【高年齢雇用継続給付】				(年度末現在)					
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成23年度	365,007	355,440	9,567	46,588,058	45,714,392	873,666	10,636	10,718	7,610
24	360,777	351,156	9,621	46,041,600	45,152,211	889,389	10,635	10,715	7,704
25	339,570	329,945	9,625	43,145,970	42,257,765	888,204	10,588	10,673	7,690
26	309,008	299,633	9,375	39,090,903	38,217,147	873,755	10,542	10,629	7,767
27	310,149	299,177	10,972	39,529,831	38,457,767	1,072,064	10,621	10,712	8,142

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 31 は厚生年金保険（第 1 号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成 27 年度に分割された件数は 2 万 7 千件で、前年度と比べ 5 千件増加している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 3 千 7 百件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

表31 厚生年金保険（第 1 号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数（件）			【参考】
		離婚分割	3 号分割のみ	離婚件数（組）
平成23年度	18,231	17,462	769	241,370
24	19,361	18,252	1,109	237,242
25	21,519	19,663	1,856	234,341
26	22,468	19,980	2,488	228,435
27	27,149	23,448	3,701	228,879

注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

2. 3 号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成 20 年 4 月以後）の第 3 号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ 3 号分割を行った件数を含む。

4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成 28 年 3 月分）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図 14 は平成 27 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）は 45～49 歳の割合が、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）は 40～44 歳の割合が最も高くなっている。

図14 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割者の年齢構成（平成27年度）

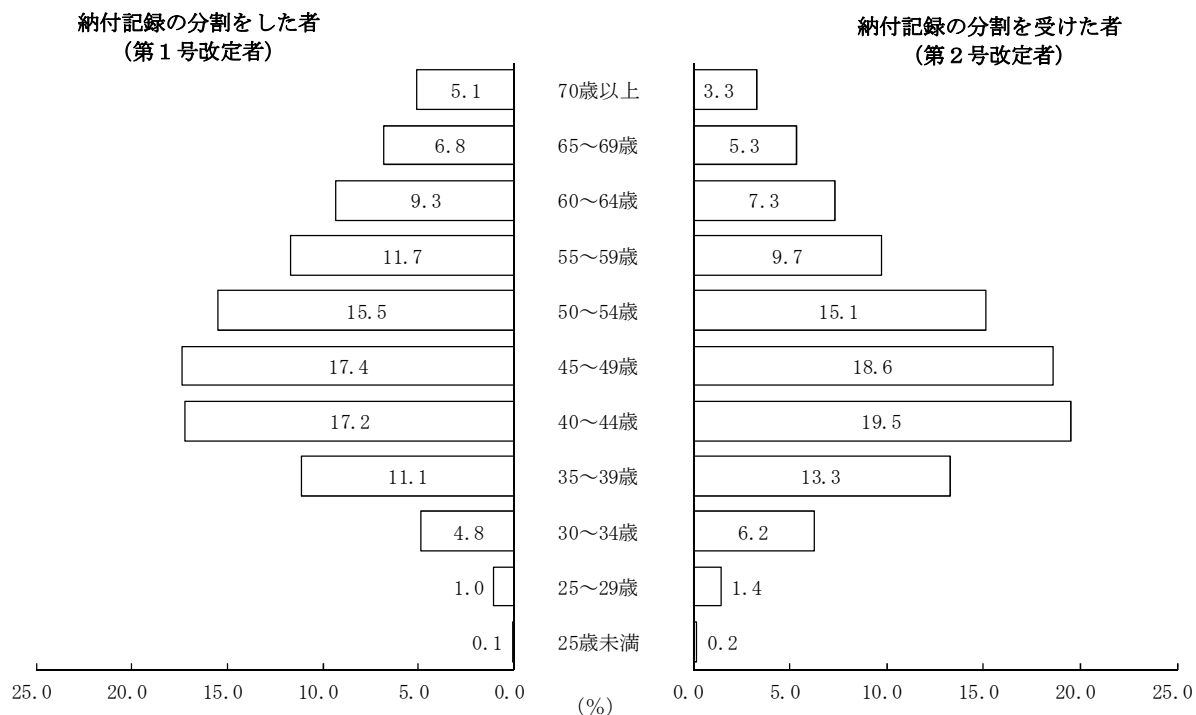


表 32 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 27 年度では 15～20 年の割合が 18.3%と最も高くなっている。

表32 厚生年金保険（第1号） 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成23年度	3.8	13.8	18.5	17.7	14.5	12.8	7.8	6.5	4.7
24	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2
25	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9
27	2.7	11.4	18.0	18.3	16.6	12.9	8.5	5.7	6.0

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 33 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 96.3%とほとんどを占めている。

表33 厚生年金保険（第1号） 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成23年度	0.0	0.1	0.6	1.7	2.5	95.1
24	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2
25	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.0	0.1	0.4	1.3	1.9	96.3

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 34 は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成 27 年度では第 1 号改定者においては改定前 13 万 7 千円、改定後 11 万 1 千円、第 2 号改定者においては改定前 5 万 5 千円、改定後 8 万 2 千円となっており、変動差はそれぞれ 2 万 6 千円と 2 万 7 千円となっている。

表34 厚生年金保険（第1号） 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成23年度	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,094
27	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

< 3号分割のみの年金分割に係る状況 >

図15は平成27年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）ともに30～34歳の割合が最も高くなっている。

図15 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（平成27年度）

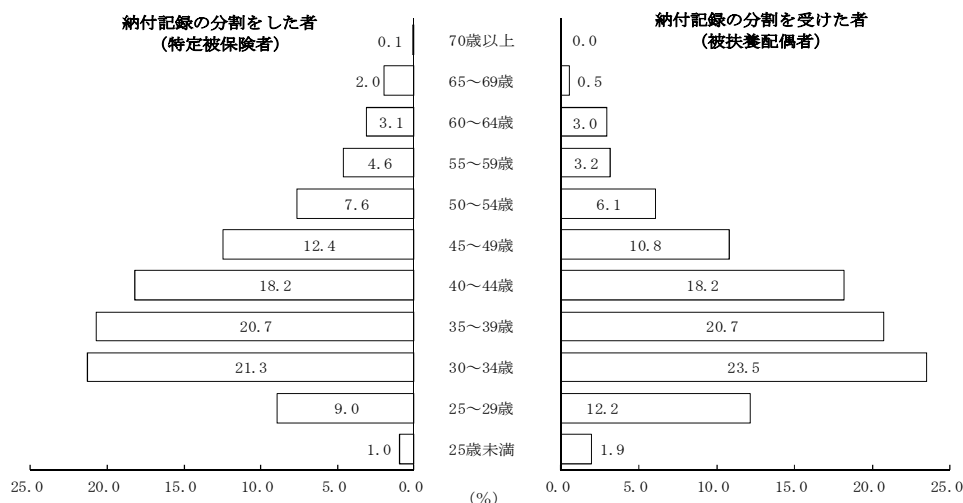


表35は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成27年度では5～6年（19.8%）の割合が最も高くなっている。

表35 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間							
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年	6年 ～6年	7年 ～7年
平成23年度	9.9	29.5	35.0	25.6
24	6.4	17.5	27.8	28.0	20.3	.	.	.
25	5.6	11.1	18.2	25.8	22.1	17.1	.	.
26	5.2	10.0	13.3	16.0	23.6	19.0	13.0	.
27	4.1	9.2	11.6	12.5	13.9	19.8	18.1	10.8

表36は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成27年度においては、男子は改定前11万4千円、改定後11万2千円、女子は改定前3万1千円、改定後3万4千円となっている。

表36 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成23年度	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641
27	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(4) 収支状況

厚生年金保険（第1号）の実質的な収支状況の推移を示したものが表37及び図16である。

平成27年度における収入のうち、保険料収入は27兆8,362億円、国庫負担（一般会計からの受入）は9兆2,264億円となっている。

基礎年金交付金、国家公務員共済組合連合会等拠出金収入等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が41兆9,783億円、実質的な支出総額が39兆7,043億円となっており、収支差引残は2兆2,740億円の超過となっている。

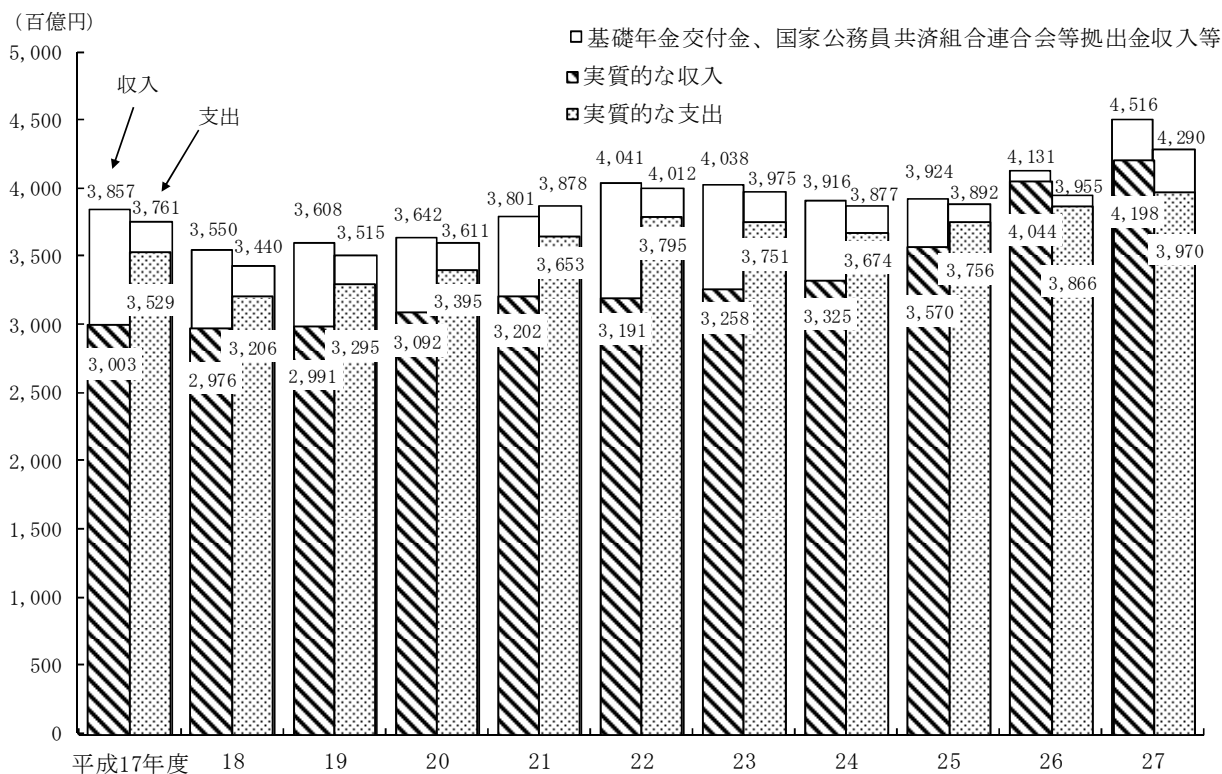
表37 厚生年金保険（第1号）の実質的な収支状況の推移

（単位：億円）

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成23年度	325,795	234,699	84,992	375,136	△ 49,341
24	332,455	241,549	80,583	367,364	△ 34,909
25	356,993	250,472	83,058	375,610	△ 18,617
26	404,353	263,196	87,690	386,590	17,763
27	419,783	278,362	92,264	397,043	22,740

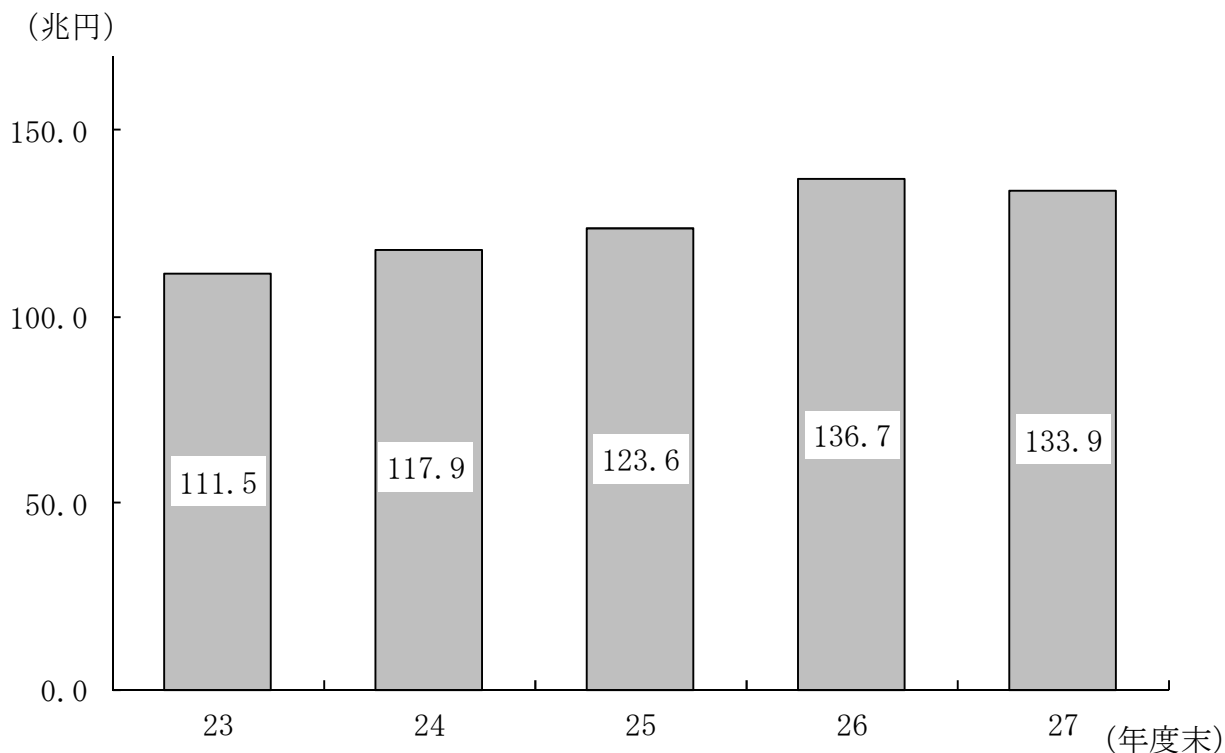
注. 厚生年金保険（第1号）の「収入（支出）合計（実質）」は、厚生年金勘定の決算における収入（支出）から基礎年金交付金、国家公務員共済組合連合会等拠出金収入等を控除した額である。

図16 厚生年金保険（第1号） 収支状況の推移



平成27年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、133兆9千億円となり、前年度末から2兆7千億円の減少となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



- 注1. 年金積立金のうち、年金積立金管理運用独立行政法人以外の管理運用主体で運用を行っている積立金は対象としていない。
- 注2. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。
- 注3. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%、平成25年度8.22%、平成26年度11.61%、平成27年度△3.63%である。
- （出所：「平成27年度 厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」）

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

平成27年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,668万人（男子859万人、女子809万人）、第3号被保険者が915万人（男子11万人、女子904万人）となっている。

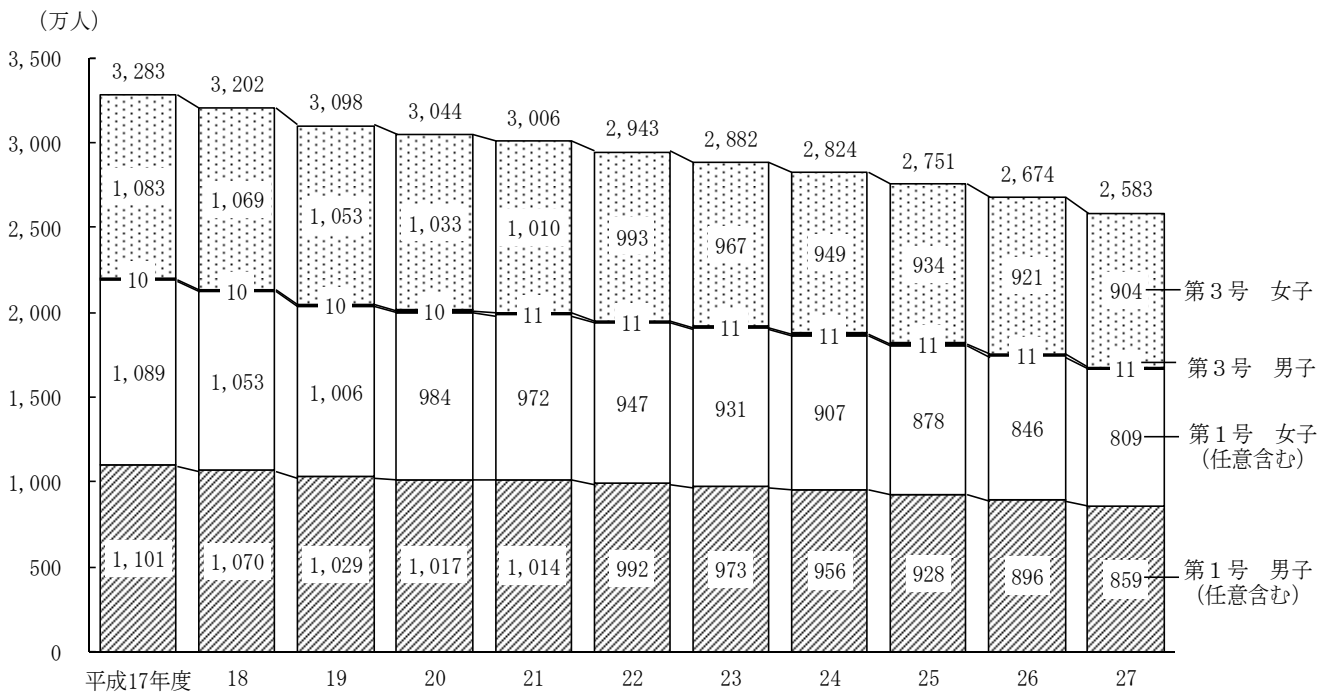
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は74万人、第3号被保険者は17万人の減少となっている（表38、図18）。

表38 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)									第3号被保険者		
	第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者					
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
平成17年度	21,903	11,010	10,893	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成27年度末における保険料全額免除者数は576万人（法定免除者数135万人、申請全額免除者数230万人、学生納付特例者数172万人、若年者納付猶予者数40万人）となり、第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は35.0%（法定免除8.2%、申請全額免除14.0%、学生納付特例10.5%、若年者納付猶予2.4%）で、前年度末と比較して0.0ポイント低下している。

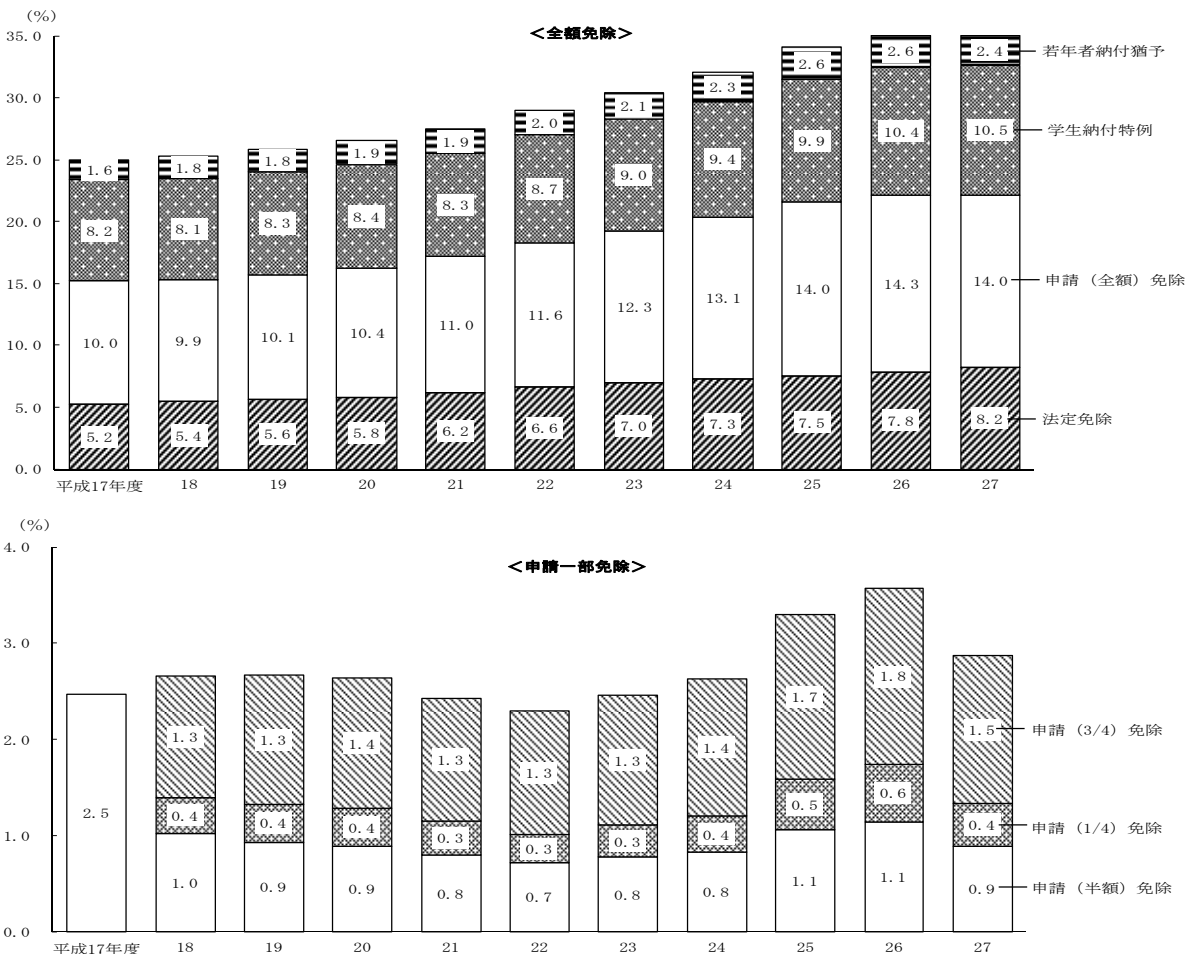
また、保険料申請一部免除者数は47万人で、前年度末に比べて14万人減少している。第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は2.9%で、前年度末に比べて0.7ポイント低下している（表39、図19）。

表39 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	申請一部免除割合（%）			
												申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除	
平成17年度	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	-	533	-
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72

- 注1. 「全額免除割合」とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。
 注2. 「申請一部免除割合」とは、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

平成 27 年度の資格取得者数の第 1 号被保険者数に対する割合は 28.8%となっている。第 1 号被保険者の資格取得者においては、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある（表 40）。

表40 国民年金 第 1 号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

(単位：万人)

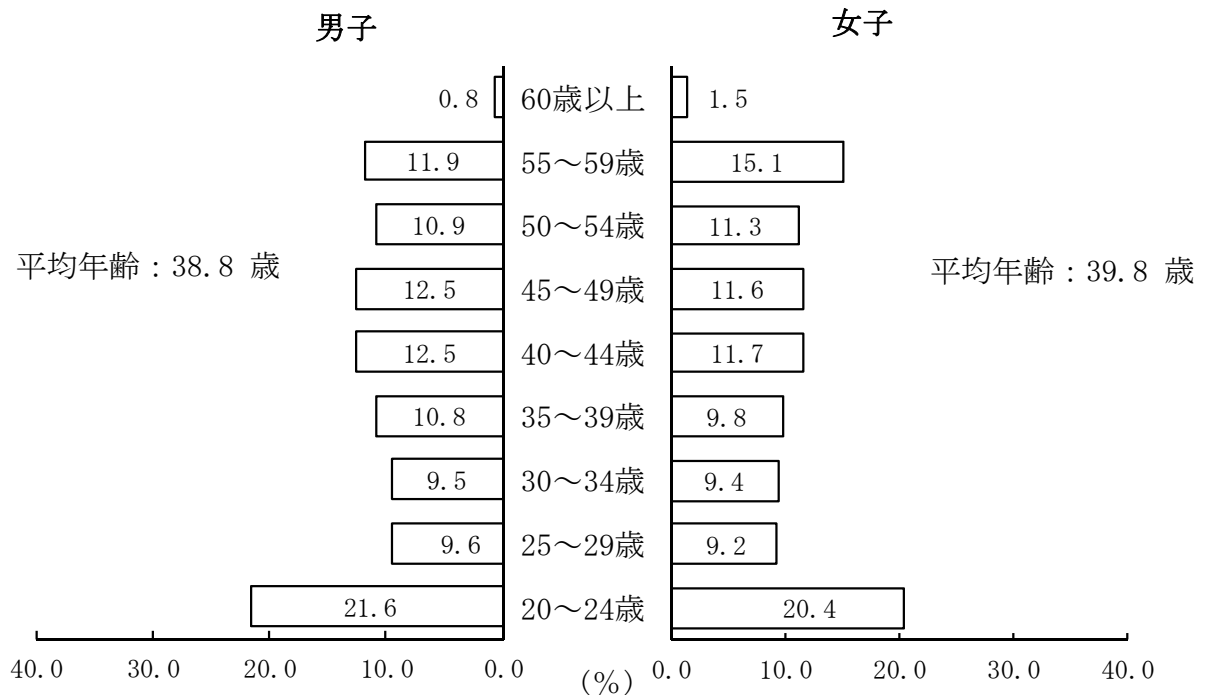
	第 1 号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再 掲)				
				第 2 号からの 移行者等	第 3 号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成23年度	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50
26	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52
27	1,668	481	28.8	316	60	100	52	48

注 1. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。
 2. 「割合 (%)」は、各年度末時点における第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む）に対するものである。

③ 年齢構成

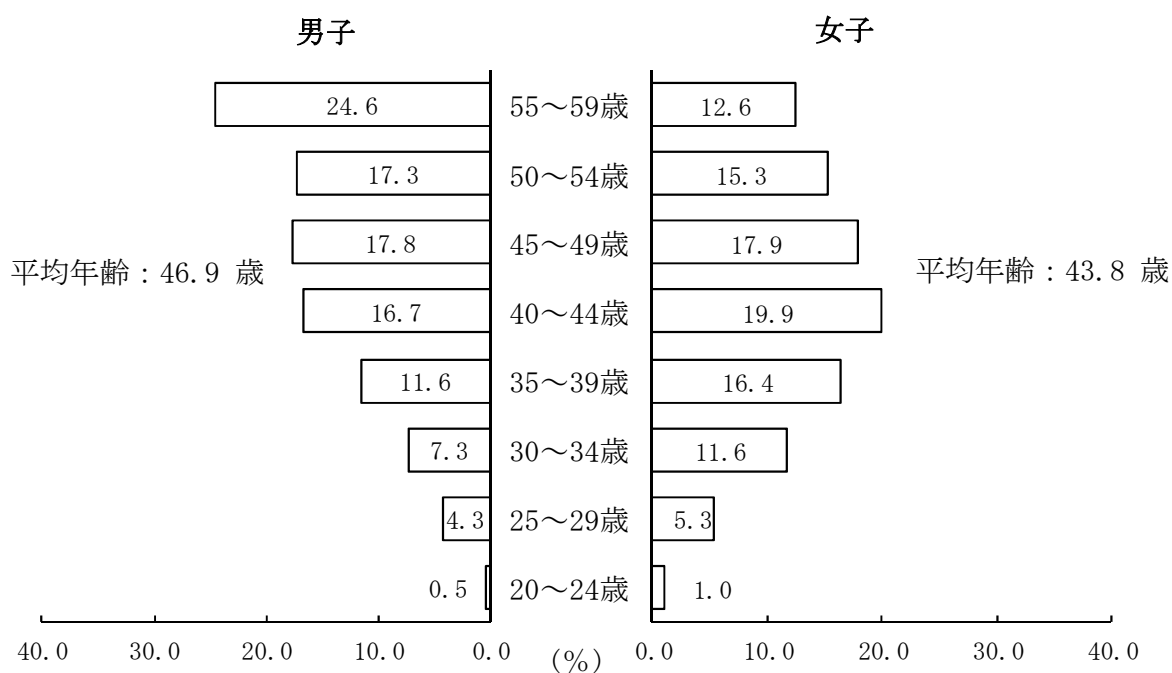
平成 27 年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第 1 号被保険者では、男女共に 20～24 歳の割合が最も高く、次いで男子は 40～44 歳、女子は 55～59 歳の割合が高くなっている。また、第 3 号被保険者では、男子は 55～59 歳、女子は 40～44 歳の割合が高くなっている。第 1 号被保険者の平均年齢は、男子は 38.8 歳、女子は 39.8 歳となっている（図 20、図 21）。

図20 国民年金 第 1 号被保険者の年齢構成（平成27年度末）



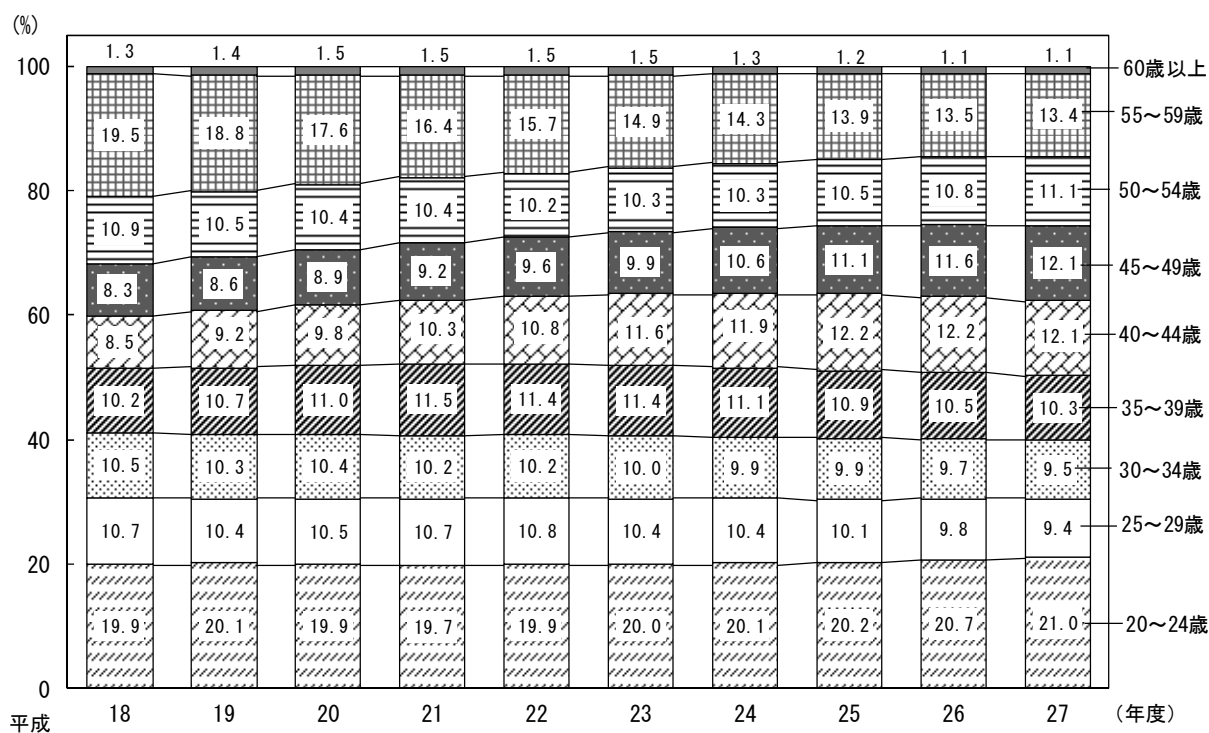
注. 国民年金第 1 号被保険者には、任意加入被保険者数を含む。

図21 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成27年度末）



第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳の割合が最も高く、次に55～59歳の割合が高くなっている（図22）。

図22 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

④ 保険料の納付状況

平成 27 年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から 571 万月分 (4.2%) の減少、納付月数が前年度に比べ 316 万月分 (3.7%) の減少となった結果、納付率は 63.4% となり、前年度の 63.1% から 0.3 ポイントの上昇となっている。

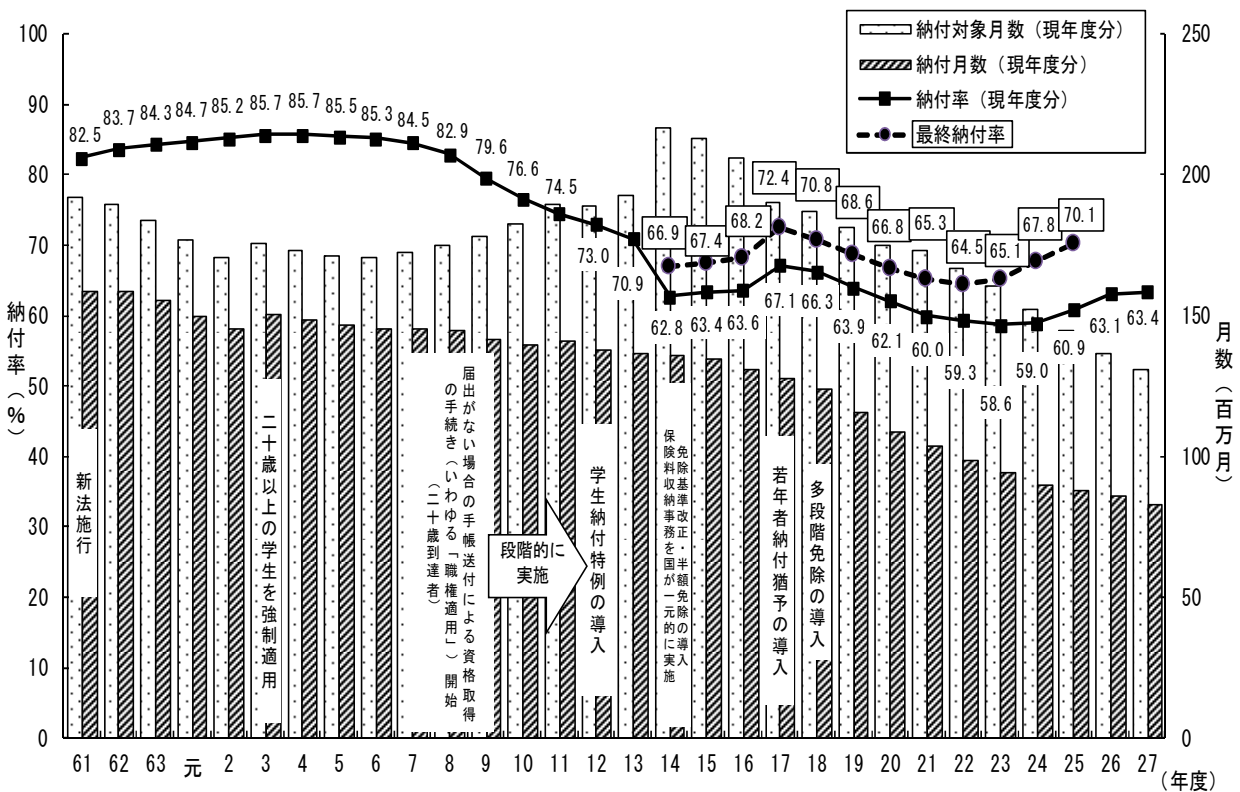
また、平成 27 年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成 25 年度分の最終納付率は 70.1% となっている (表 41、図 23)。

表41 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
納付対象月数	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)	14,481 (△ 5.2)	13,651 (△ 5.7)	13,080 (△ 4.2)
納付月数	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)	8,817 (△ 2.1)	8,607 (△ 2.4)	8,291 (△ 3.7)

注. 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図23 国民年金 納付率等の推移



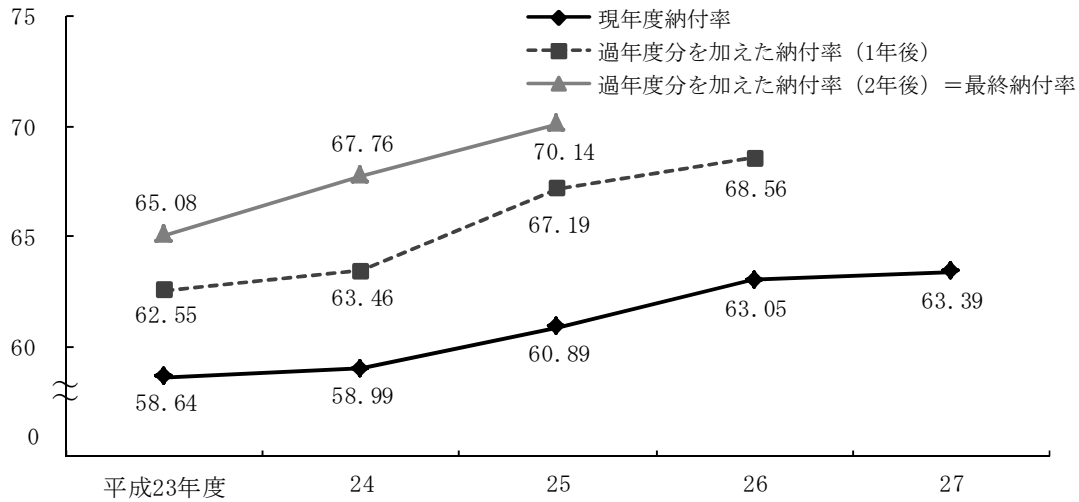
注1. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数 (法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない) であり、納付月数はそのうち当該年度中 (翌年度4月末まで) に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成 25 年度分保険料については 70.14%、平成 26 年度分保険料については 68.56%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ 2.95 ポイントの伸び、5.50 ポイントの伸びとなっている（図 24）。

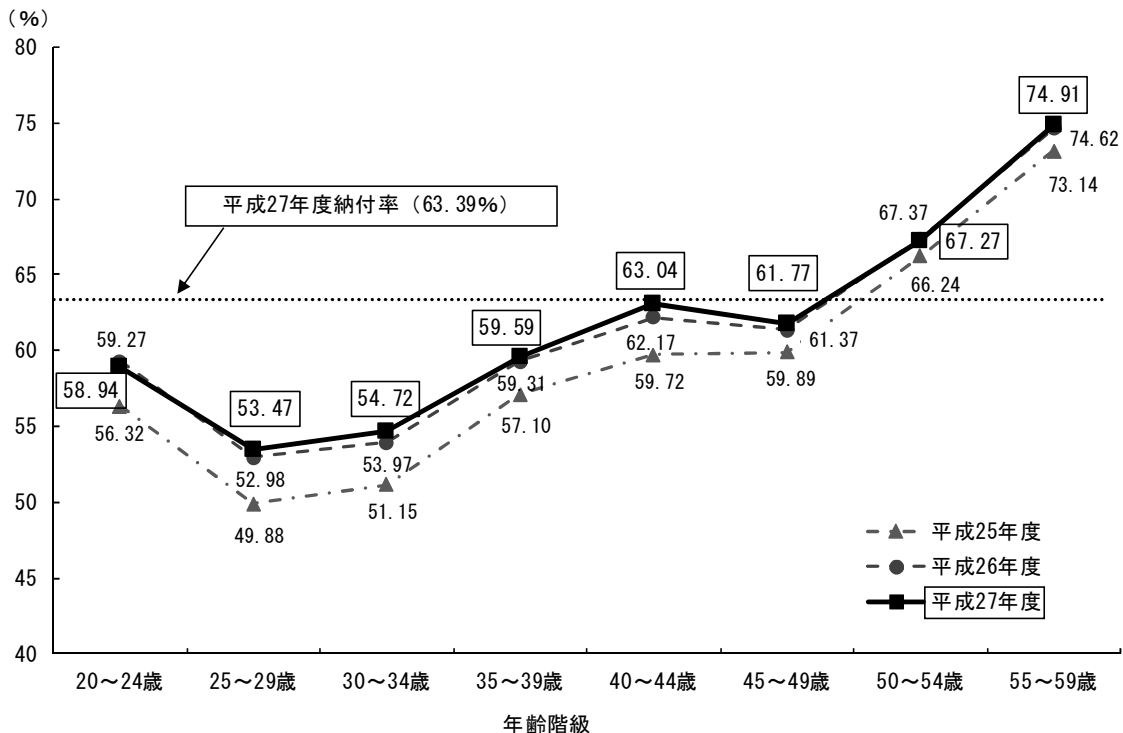
図24 国民年金納付率の推移



注1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
 注2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

平成 27 年度の国民年金保険料納付率を 5 歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。経年でみると、平成 26 年度と比較すると若干の上昇、平成 25 年度と比較するとすべての年齢階級において納付率が上昇している（図 25）。

図25 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況



⑤ 納付率の変化要因

平成 27 年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、図 26 のとおりとなっている。

- 納付対象月数が全体の約 7 割を占める、「2 年間引き続き第 1 号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成 27 年度の納付率は 66.10% となっており、前年度と比べて 1.15 ポイント上昇している。
- 「26 年度は全額免除で、27 年度は納付対象月がある者」や「20 歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図26 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成26年度の状況（納付率 63.05%）		平成27年度の状況（納付率 63.39%）	
1号資格喪失者	26年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 78.69%（納付対象月 254万月）	平成26年度のみ 納付対象月がある者 納付率 55.25% （納付対象月数 2,021万月）	
	その他平成26年度中に資格喪失した者 納付率 61.34%（納付対象月 1,369万月）		
26年度は納付対象月があり、27年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 18.82%（納付対象月 190万月）		
	学生納付特例者等 納付率 19.98%（納付対象月 208万月）		
両年度とも納付対象月がある者 納付率 64.41% （納付対象月 11,630万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 64.95%（納付対象月 9,254万月）	平成27年度のみ 納付対象月がある者 納付率 48.12% （納付対象月数 1,823万月）	新規資格取得者
	27年度中に60歳に到達した者 納付率 79.09%（納付対象月 428万月）		
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 58.62%（納付対象月 1,949万月）		
			両年度とも納付対象月がある者 納付率 65.86% （納付対象月 11,258万月）
			2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 66.10%（納付対象月 9,232万月）
			27年度中に60歳に到達した者 納付率 81.78%（納付対象月 237万月）
			その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 62.51%（納付対象月 1,788万月）
			26年度は全額免除で、27年度は納付対象月がある者
			申請全額免除者 納付率 30.65%（納付対象月 289万月）
			学生納付特例者等 納付率 42.30%（納付対象月 269万月）
			20歳に到達した者 手帳送付者 納付率 52.23%（納付対象月 215万月） 手帳送付者 納付率 27.22%（納付対象月 121万月） それ以外の者 納付率 84.71%（納付対象月 93万月）
			2号からの移行者等 納付率 60.00%（納付対象月 589万月）
			3号からの移行者 納付率 75.14%（納付対象月 162万月）
			その他 納付率 29.14%（納付対象月 299万月）

注. 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

平成 27 年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化+0.33 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、表 42 のとおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響 …… +0.86ポイント
- 27年度中に60歳に到達した者による影響 …… △0.16ポイント
- その他この2年間に資格喪失や再取得した者等による影響 …… +0.56ポイント

表42 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数 の変化による 影響度 ①	納付率の変化 による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 1.06	1.39	0.33
被 保 険 者 属 性	平成26年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	26年度中に60歳に 到達した者	△ 0.29	-	△ 0.29
			その他26年度中に 資格喪失した者	0.17	-	0.17
		26年度は納付対象月があり、 27年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.62	-	0.62
			学生納付特例者等	0.66	-	0.66
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.05	0.81	0.86
		27年度中に60歳に到達した者		△ 0.21	0.05	△ 0.16
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.03	0.53	0.56
	平成27年度のみ 納付対象月がある者	26年度は全額免除で、 27年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.71	-	△ 0.71
			学生納付特例者等	△ 0.43	-	△ 0.43
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.18	-	△ 0.18
			2号からの移行者等	△ 0.14	-	△ 0.14
			3号からの移行者	0.15	-	0.15
			その他	△ 0.78	-	△ 0.78

注. 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成27年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（0.33ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

⑥ 都道府県別の保険料納付状況

平成27年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、富山、新潟となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。

前年度の納付率との変化に着目すると、33都道府県で上昇し、14府県で低下している。

納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、富山、栃木、高知となっている（表43）。

表43 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成26年度（現年度分）				平成27年度（現年度分）						全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）		対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）		納付率の変化 （%）		（%）	順位
			順位	順位			順位	順位				
全 国	13,651	8,607	63.05		13,080	8,291	63.39		0.33		0.33	
北 海 道	523	326	62.30	36	497	310	62.45	36	0.16	29	0.01	18
青 森 県	139	87	62.25	37	129	82	63.27	32	1.03	7	0.01	13
岩 手 県	120	84	70.34	12	111	79	70.90	11	0.57	20	0.00	23
宮 城 県	244	153	62.66	34	229	145	63.45	31	0.79	15	0.01	10
秋 田 県	90	64	71.73	8	82	59	71.77	9	0.04	33	△ 0.00	35
山 形 県	104	76	73.12	4	96	70	72.88	6	△ 0.24	36	△ 0.00	39
福 島 県	188	121	64.63	30	179	115	64.20	30	△ 0.42	40	△ 0.01	41
茨 城 県	359	217	60.64	42	338	209	61.74	39	1.10	6	0.03	4
栃 木 県	231	139	60.40	43	216	133	61.61	40	1.20	2	0.02	7
群 馬 県	226	149	66.02	27	212	142	66.93	25	0.91	9	0.01	11
埼 玉 県	889	527	59.30	44	849	512	60.27	44	0.97	8	0.06	2
千 葉 県	729	444	60.94	41	700	427	61.00	41	0.06	32	0.00	24
東 京 都	1,858	1,092	58.77	45	1,795	1,069	59.56	45	0.79	16	0.10	1
神 奈 川 県	1,071	663	61.89	39	1,025	638	62.24	37	0.36	24	0.03	5
新 潟 県	209	157	75.27	2	196	149	76.09	3	0.81	13	0.01	16
富 山 県	91	68	74.38	3	85	65	76.25	2	1.87	1	0.01	15
石 川 県	108	79	73.04	6	102	75	73.43	4	0.39	22	0.00	29
福 井 県	69	51	73.05	5	66	48	72.90	5	△ 0.16	35	△ 0.00	33
山 梨 県	95	65	68.36	19	91	62	68.23	21	△ 0.13	34	△ 0.00	32
長 野 県	216	154	71.27	9	205	148	72.07	8	0.80	14	0.01	12
岐 阜 県	219	157	71.77	7	206	149	72.31	7	0.54	21	0.01	19
静 岡 県	399	269	67.40	22	377	257	68.22	22	0.82	12	0.02	6
愛 知 県	809	541	66.87	24	777	525	67.57	23	0.70	19	0.04	3
三 重 県	184	130	70.59	11	176	125	70.77	12	0.19	27	0.00	25
滋 賀 県	133	93	69.46	14	128	89	69.73	15	0.27	25	0.00	22
京 都 府	271	178	65.70	28	266	173	65.15	28	△ 0.55	42	△ 0.01	44
大 阪 府	967	522	53.98	46	951	514	54.08	46	0.10	31	△ 0.01	43
兵 庫 県	548	342	62.32	35	529	332	62.70	34	0.38	23	0.02	9
奈 良 県	138	95	69.25	16	133	92	68.97	17	△ 0.28	37	△ 0.00	34
和 歌 山 県	106	75	70.94	10	101	72	71.20	10	0.27	26	0.00	28
鳥 取 県	49	34	69.53	13	46	32	70.31	13	0.78	17	0.00	27
島 根 県	51	39	76.71	1	48	37	77.58	1	0.86	10	0.00	26
岡 山 県	167	111	66.35	25	161	108	67.17	24	0.83	11	0.01	14
広 島 県	261	176	67.60	20	248	170	68.71	19	1.11	4	0.02	8
山 口 県	118	81	69.26	15	112	78	69.42	16	0.16	28	0.00	30
徳 島 県	68	45	66.14	26	64	43	66.89	26	0.75	18	0.00	21
香 川 県	88	61	69.00	17	83	58	70.10	14	1.10	5	0.01	17
愛 媛 県	127	87	68.66	18	120	82	68.79	18	0.13	30	0.00	31
高 知 県	69	46	67.11	23	66	45	68.26	20	1.15	3	0.01	20
福 岡 県	453	280	61.89	38	450	272	60.48	43	△ 1.40	46	△ 0.05	47
佐 賀 県	77	52	67.40	21	74	50	66.75	27	△ 0.65	43	△ 0.00	37
長 崎 県	135	83	61.17	40	129	78	60.76	42	△ 0.42	39	△ 0.00	40
熊 本 県	177	116	65.29	29	169	109	64.59	29	△ 0.70	44	△ 0.01	42
大 分 県	90	58	64.43	31	88	55	61.99	38	△ 2.44	47	△ 0.02	46
宮 崎 県	103	65	63.53	32	97	61	63.06	33	△ 0.47	41	△ 0.00	36
鹿 児 島 県	138	87	62.96	33	132	83	62.60	35	△ 0.37	38	△ 0.00	38
沖 縄 県	148	67	45.17	47	146	65	44.46	47	△ 0.71	45	△ 0.01	45

注。「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成27年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+0.33ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成27年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,323万人となっており、前年度末と比べると82万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,065万人(受給者数の92.2%)、通算老齢年金(旧法)が62万人(同1.9%)、障害年金が186万人(同5.6%)、遺族年金が10万人(同0.3%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が88万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金(旧法)が9万人、遺族年金が2千人の減少となっている(表44、表45)。

<旧法拋出制>

平成27年度末における旧法拋出制年金の受給者数は160万人で、この内訳は、老齢年金が91万人(旧法拋出制年金受給者数の56.7%)、通算老齢年金が62万人(同39.0%)、障害年金が6万人(同3.5%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が1万人(同0.8%)となっている。

平成27年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金(国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50~54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金)の受給者数は1万人(旧法拋出制年金受給者数の0.9%)となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は89万人(同55.8%)となっている。

<基礎年金>

平成27年度末における基礎年金の受給者数は3,163万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,974万人(基礎年金受給者数の94.0%)、障害基礎年金が180万人(同5.7%)、遺族基礎年金が9万人(同0.3%)となっている。

表44 国民年金 受給者数(平成27年度末)

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	30,646	92.2	7,493	76.9	905	56.7	29,740	94.0
5 年 年 金 以 外	30,632	92.2	7,479	76.7	892	55.8	29,740	94.0
繰 上 げ	4,575	13.8	2,669	27.4	608	38.0	3,968	12.5
本 来	25,676	77.3	4,707	48.3	281	17.6	25,394	80.3
繰 下 げ	381	1.1	103	1.1	3	0.2	378	1.2
5 年 年 金	14	0.0	14	0.1	14	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	623	1.9	623	6.4	623	39.0	・	・
障 害 年 金	1,858	5.6	1,591	16.3	56	3.5	1,802	5.7
遺 族 年 金	103	0.3	41	0.4	13	0.8	90	0.3
合 計	33,229	100.0	9,748	100.0	1,597	100.0	31,632	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表45 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		
平成17年度	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	1,858	1,802	103	90

② 受給権者数

平成27年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,383万人となっており、前年度末と比べると84万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,096万人（受給権者の91.5%）、通算老齢年金（旧法）が62万人（同1.8%）、障害年金が199万人（同5.9%）、遺族年金が25万人（同0.7%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は90万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）は9万人、遺族年金は1万人の減少となっている（表46、表47）。

<旧法拠出制>

平成27年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は164万人で、この内訳は、老齢年金が93万人（旧法拠出制年金受給権者数の56.7%）、通算老齢年金が62万人（同38.2%）、障害年金が6万人（同3.7%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同1.4%）となっている。

平成27年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は2万人（旧法拠出制年金受給権者数の1.0%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は91万人（同55.8%）となっている。

<基礎年金>

平成27年度末における基礎年金の受給権者数は3,220万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,004万人（基礎年金受給権者数の93.3%）、障害基礎年金が193万人（同6.0%）、遺族基礎年金が23万人（同0.7%）となっている。

表46 国民年金 受給権者数（平成27年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	30,964	91.5	7,557	75.8	928	56.7	30,036	93.3
5 年 年 金 以 外	30,949	91.5	7,541	75.7	913	55.8	30,036	93.3
繰 上 げ	4,590	13.6	2,681	26.9	618	37.7	3,973	12.3
本 来	25,977	76.8	4,757	47.7	293	17.9	25,685	79.8
繰 下 げ	381	1.1	103	1.0	3	0.2	378	1.2
5 年 年 金	16	0.0	16	0.2	16	1.0	・	・
通 算 老 齢 年 金	625	1.8	625	6.3	625	38.2	・	・
障 害 年 金	1,991	5.9	1,697	17.0	60	3.7	1,931	6.0
遺 族 年 金	252	0.7	89	0.9	23	1.4	229	0.7
合 計	33,832	100.0	9,968	100.0	1,636	100.0	32,196	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表47 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金		
平成17年度	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	1,991	1,931	252	229

③ 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成27年度末の基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者全体（754万人）のうち、繰上げ受給者は268万人（繰上げ受給率35.6%）であり、繰下げ受給者は10万人（繰下げ受給率1.4%）となっている。

また、平成27年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で18万人）のうち、繰上げ受給者は2万人（繰上げ受給率10.9%）であり、繰下げ受給者は4千人（繰下げ受給率2.0%）となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成23年度	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3
27	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4

（新規裁定、単位：人、%）

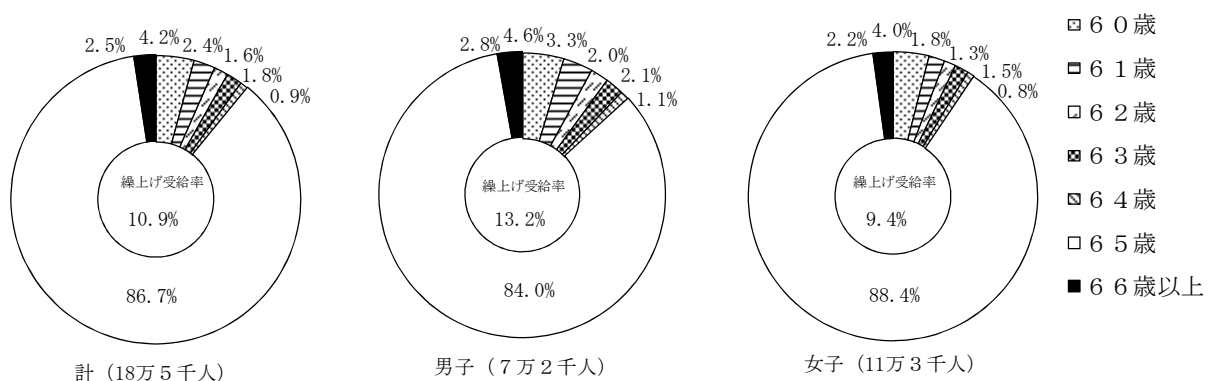
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成23年度	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5
27	184,589	20,114	10.9	160,819	87.1	3,656	2.0

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図27は平成27年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者について受給権発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は10.9%（男子13.2%、女子9.4%）であり、60歳で受給を開始したものは4.2%（男子4.6%、女子4.0%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは86.7%（男子84.0%、女子88.4%）となっている。

図27 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成27年度新規裁定）

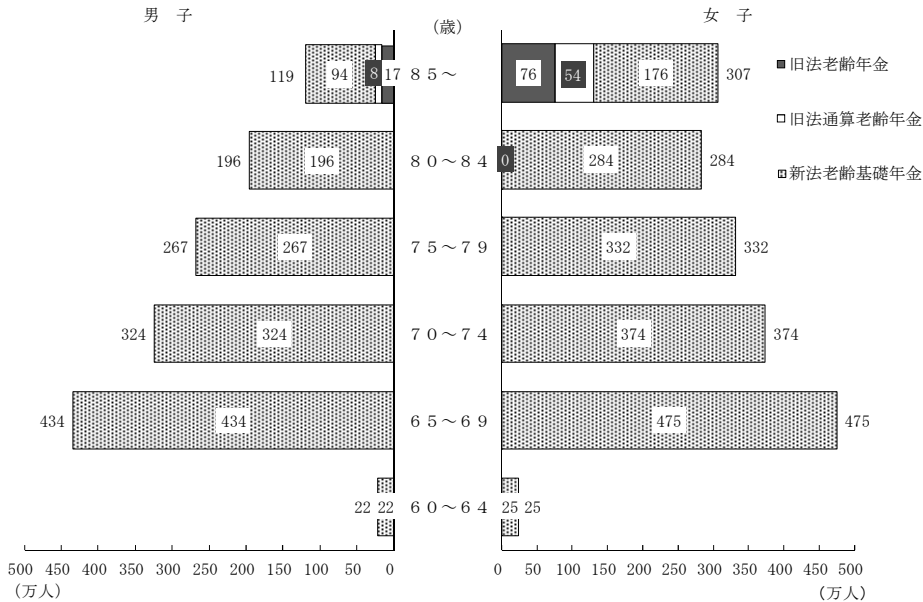


注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成 27 年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ）の受給権者数は 3,159 万人（男子 1,363 万人、女子 1,796 万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも 65～69 歳が最も多く、それぞれ 434 万人、475 万人となっている（図 28）。

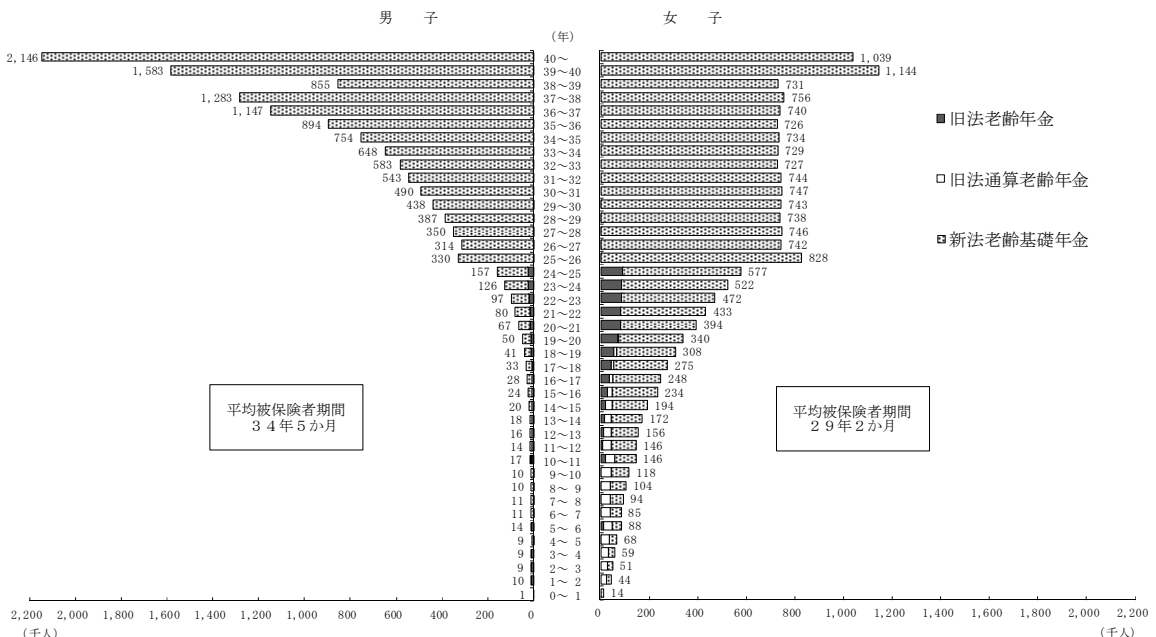
図28 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成27年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 27 年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図 29 のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間 25 年以上であるため、男女とも 25 年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が 34 年 5 か月、女子が 29 年 2 か月である。

図29 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成27年度末）

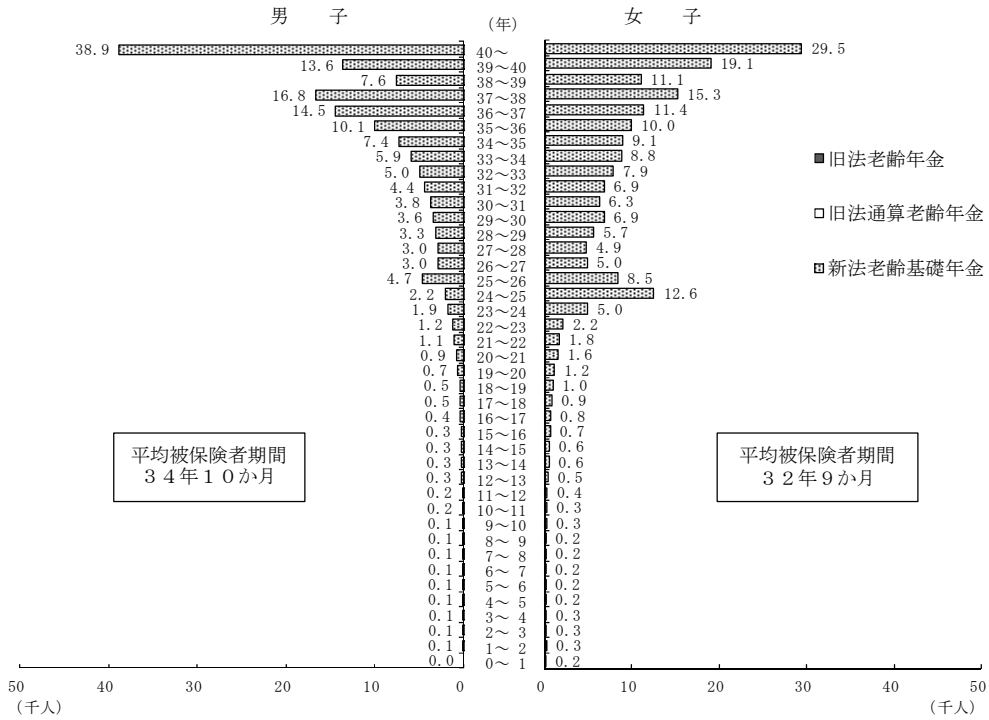


注. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金と新法老齢基礎年金の受給権者に係る期間であり、旧法通算老齢年金の受給権者の被保険者期間を含まない。

老齢給付の平成27年度新規裁定者は36万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成27年度新規裁定）



注. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金と新法老齢基礎年金の受給権者に係る期間であり、旧法通算老齢年金の受給権者の被保険者期間を含まない。

(3) 年金額

① 年金総額

平成27年度末における国民年金の受給者の年金総額は22兆1,751億円となっており、前年度末と比べると、8,711億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が20兆3,158億円、年金総額の91.6%を占め、通算老齢年金が1,403億円（同0.6%）、障害年金が1兆6,180億円（同7.3%）、遺族年金が1,010億円（同0.5%）となっている（表49）。

<旧法拋出制>

平成27年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は6,373億円で、この内訳は老齢年金が4,418億円（旧法拋出制年金の年金総額の69.3%）、通算老齢年金が1,403億円（同22.0%）、障害年金が493億円（同7.7%）、遺族年金が58億円（同0.9%）となっている。

<基礎年金>

平成27年度末における基礎年金の受給者の年金総額は21兆5,378億円で、この内訳は老齢基礎年金が19兆8,740億円（基礎年金の年金総額の92.3%）、障害基礎年金が1兆5,687億円（同7.3%）、遺族基礎年金が951億円（同0.4%）となっている。

表49 国民年金 受給者年金総額（平成27年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	203,158	91.6	45,792	74.5	4,418	69.3	198,740	92.3
5 年 年 金 以 外	203,104	91.6	45,737	74.4	4,363	68.5	198,740	92.3
繰 上 げ	22,924	10.3	12,905	21.0	2,536	39.8	20,388	9.5
本 来	176,621	79.6	31,883	51.9	1,800	28.2	174,821	81.2
繰 下 げ	3,558	1.6	949	1.5	27	0.4	3,531	1.6
5 年 年 金	55	0.0	55	0.1	55	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,403	0.6	1,403	2.3	1,403	22.0	・	・
障 害 年 金	16,180	7.3	13,909	22.6	493	7.7	15,687	7.3
遺 族 年 金	1,010	0.5	347	0.6	58	0.9	951	0.4
合 計	221,751	100.0	61,452	100.0	6,373	100.0	215,378	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

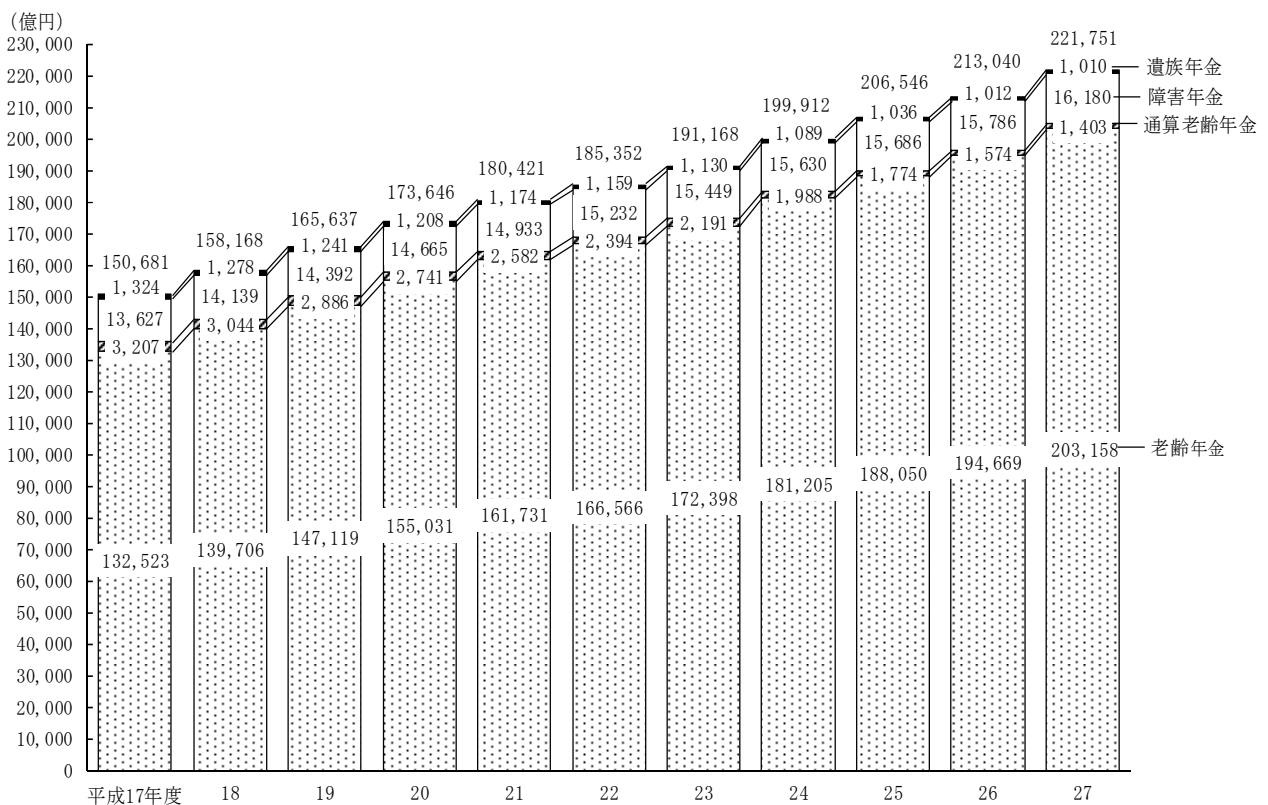
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が8,490億円の増加、通算老齢年金が171億円の減少、障害年金が394億円の増加、遺族年金が2億円の減少となっている(表50、図31)。

表50 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金	障害年金		遺族年金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成17年度	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	16,180	15,687	1,010	951

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成27年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万5千円、通算老齢年金が1万9千円、障害年金が7万3千円、遺族年金が8万2千円となっている（表51、表52）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万2千円、本来が5万7千円、繰下げが7万8千円となっている。

表51 国民年金 受給者の平均年金月額（平成27年度末）

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ ・旧国年	旧法拠出制年金	基礎年金
老 齢 年 金	55,244	50,927	40,671	55,688
5 年 年 金 以 外	55,254	50,959	40,779	55,688
繰 上 げ	41,754	40,285	34,787	42,820
本 来	57,324	56,447	53,284	57,369
繰 下 げ	77,834	76,757	85,931	77,777
5 年 年 金	33,617	33,617	33,617	・
通 算 老 齢 年 金	18,777	18,777	18,777	・
障 害 年 金	72,565	72,835	73,268	72,543
遺 族 年 金	81,832	70,882	38,096	88,014
合 計	55,611	52,533	33,255	56,740

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表52 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再掲）基礎年金			（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金
平成17年度	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	72,565	72,543	81,832	88,014

老齢基礎年金の受給者数は、平成27年度末現在で2,974万人となっており、平均年金月額は5万6千円となっている（表53）。

表53 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成23年度	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624
27	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777

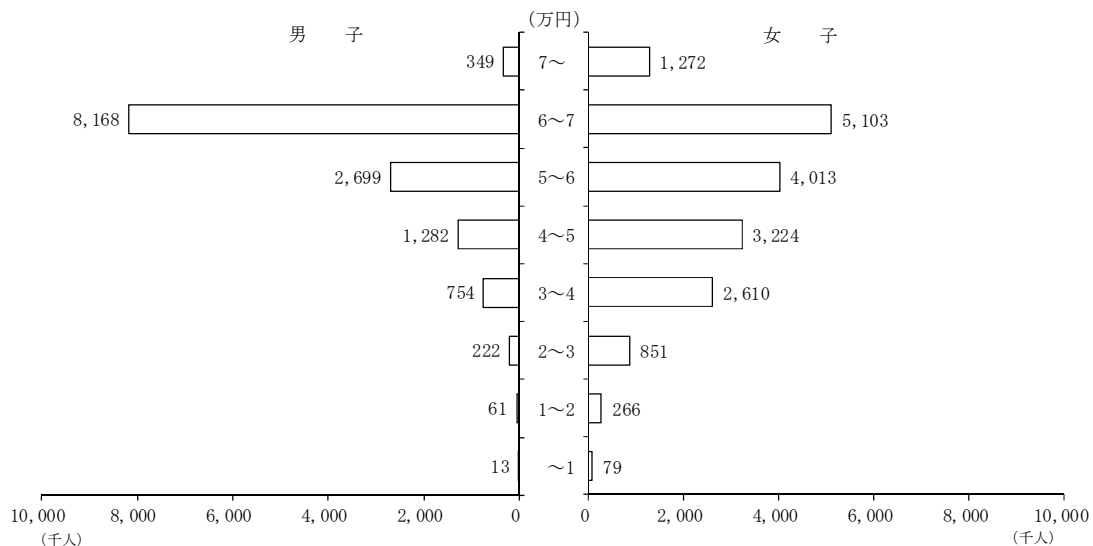
③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

平成27年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表54及び図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表54 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）

年金月額	合 計					
	合 計		男 子		女 子	
	千人	%	千人	%	千人	%
合計	30,964	100.0	13,548	100.0	17,416	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	92	0.3	13	0.1	79	0.5
1 ～ 2	328	1.1	61	0.5	266	1.5
2 ～ 3	1,072	3.5	222	1.6	851	4.9
3 ～ 4	3,364	10.9	754	5.6	2,610	15.0
4 ～ 5	4,506	14.6	1,282	9.5	3,224	18.5
5 ～ 6	6,712	21.7	2,699	19.9	4,013	23.0
6 ～ 7	13,271	42.9	8,168	60.3	5,103	29.3
7 ～	1,621	5.2	349	2.6	1,272	7.3
平均年金月額（円）	55,157		58,780		52,339	

図32 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）

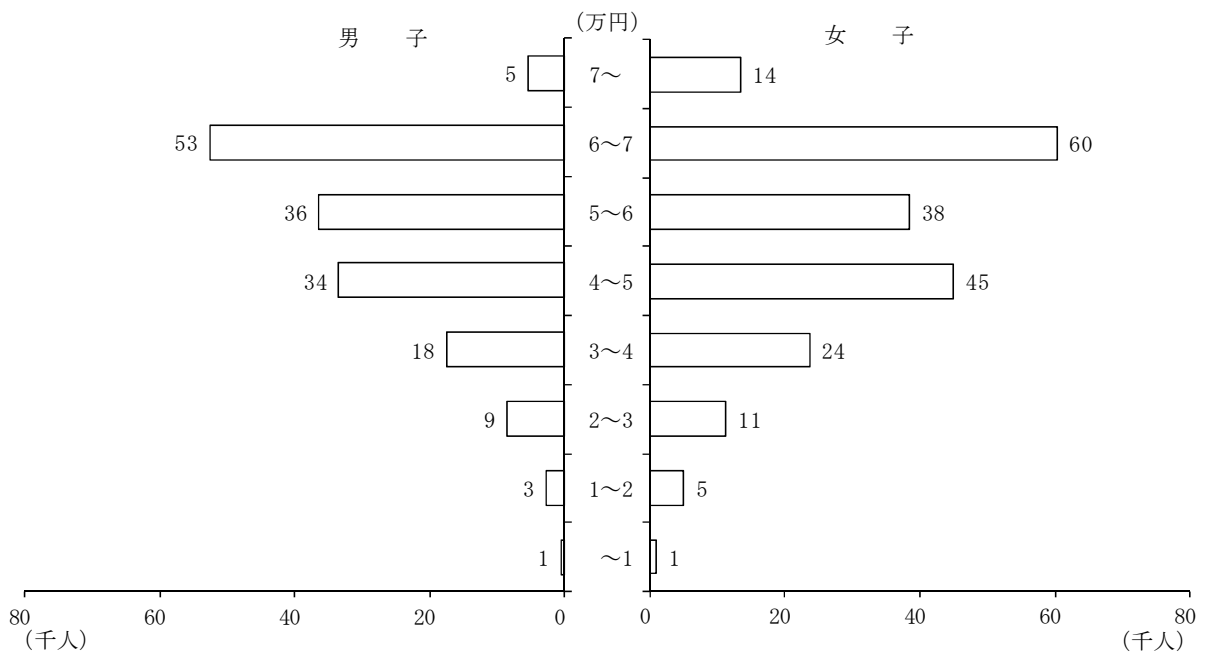


平成 27 年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表 55 及び図 33 である。男子、女子共に 6 万円以上 7 万円未満が最も多くなっている。

表55 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合計	356	100.0	158	100.0	198	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	2	0.4	1	0.4	1	0.5
1 ～ 2	8	2.2	3	1.8	5	2.5
2 ～ 3	20	5.6	9	5.4	11	5.7
3 ～ 4	41	11.6	18	11.2	24	11.9
4 ～ 5	79	22.1	34	21.3	45	22.7
5 ～ 6	75	21.1	36	23.1	38	19.4
6 ～ 7	113	31.7	53	33.4	60	30.4
7 ～	19	5.3	5	3.4	14	6.8
平均年金月額（円）	51,859		52,141		51,635	

図33 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度新規裁定）



(4) 収支状況

国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移を示したものが表 56 及び図 34 である。

平成 27 年度における収入のうち、保険料収入は 1 兆 5,139 億円、国庫負担（一般会計からの受入）は 1 兆 8,128 億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が 3 兆 6,157 億円、実質的な支出総額が 3 兆 4,889 億円となっており、その収支差引残は 1,268 億円の超過となっている。

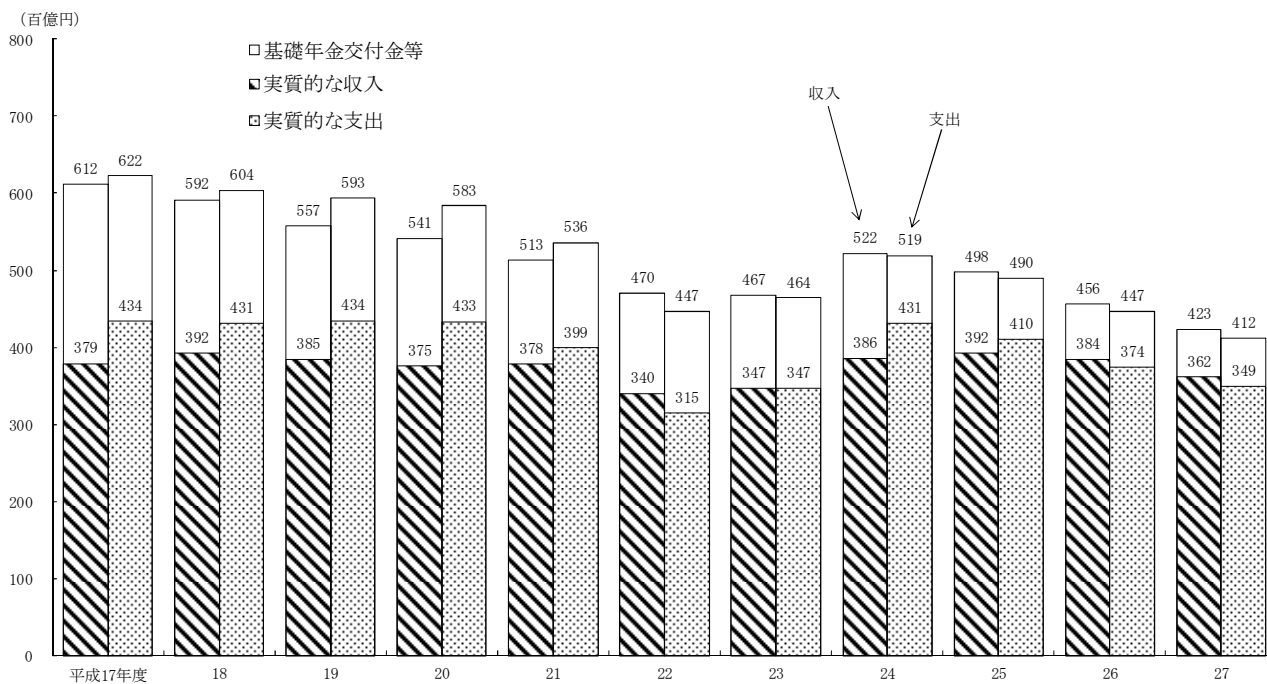
表56 国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移

（単位：億円）

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成23年度	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529
25	39,178	16,178	21,119	41,021	△ 1,844
26	38,411	16,255	19,319	37,391	1,020
27	36,157	15,139	18,128	34,889	1,268

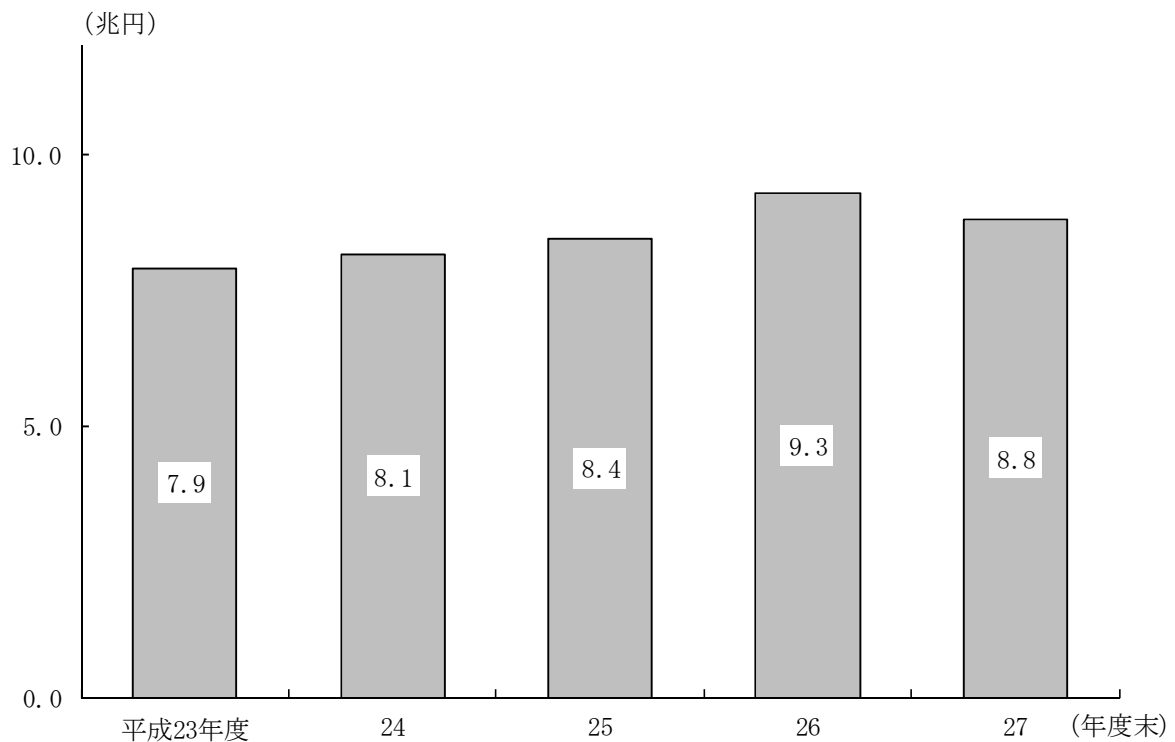
注。「収入（支出）合計（実質）」は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金（年金特別会計国民年金勘定） 収支状況の推移



平成27年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、8兆8千億円となり、前年度末から5千億円の減少となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

注2. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成23年度2.15%、平成24年度9.52%、平成25年度8.31%、平成26年度11.79%、平成27年度△3.72%である。

（出所：「平成27年度 厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成27年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、22兆5,320億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が20兆9,321億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が1兆5,999億円となっている（表57）。

表57 基礎年金の給付に要する費用状況の推移

(単位：億円)

	平成18年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
費用負担										
総額	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320
（再掲）特別国庫負担分除く	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015	210,147	215,008	221,967
国民年金	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540	37,513	36,832	36,165
（再掲）特別国庫負担分除く	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298	34,239	33,546	32,813
厚生年金保険	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213	154,907	160,096	167,216
共済組合等	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505	21,001	21,366	21,939
国家公務員共済組合連合会	4,300	4,428	4,613	4,949	5,027	5,122	5,219	5,327	5,441	5,587
地方公務員共済組合連合会	11,571	11,845	12,170	12,881	12,991	13,047	13,250	13,558	13,731	14,053
日本私立学校振興・共済事業団	1,524	1,602	1,694	1,835	1,894	1,950	2,035	2,116	2,194	2,299
農林漁業団体職員共済組合
拠出金単価（月額）（円）	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	32,737	33,146	34,198
年金給付										
総額	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320
基礎年金給付費	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009	192,675	199,833	209,321
みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248	20,746	18,461	15,999
国民年金	17,197	15,896	14,766	13,765	12,358	10,855	9,564	8,378	7,246	6,286
厚生年金保険	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971	10,551	9,472	8,743	7,513
共済組合等	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133	2,896	2,473	2,200
国家公務員共済組合連合会	1,543	1,448	1,344	1,247	1,150	1,049	950	875	757	678
地方公務員共済組合連合会	3,350	3,181	2,963	2,781	2,559	2,323	2,094	1,943	1,649	1,464
日本私立学校振興・共済事業団	168	156	135	123	112	100	89	78	67	58
農林漁業団体職員共済組合

注. 基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成18年度は3分の1+1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。

平成27年度の拠出金按分率は、国民年金が0.148、厚生年金保険が0.753、共済組合等が0.099となっている（表58）。

表58 基礎年金拠出金算定内訳（平成27年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合等	国家公務員 共済組合連合会	地方公務員 共済組合連合会	日本私立学校 振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	221,967	32,813	167,216	21,939	5,587	14,053	2,299
拠出金按分率	1.000	0.148	0.753	0.099	0.025	0.063	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5,409	800	4,075	535	136	342	56
（再掲）第3号被保険者数(万人)	923	.	812	110	34	67	9

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

注2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成27年度末における老齢福祉年金の受給者数は4百人で、前年度末に比べて3百人の減少となっている。年金総額は2億円で、前年度末に比べて1億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

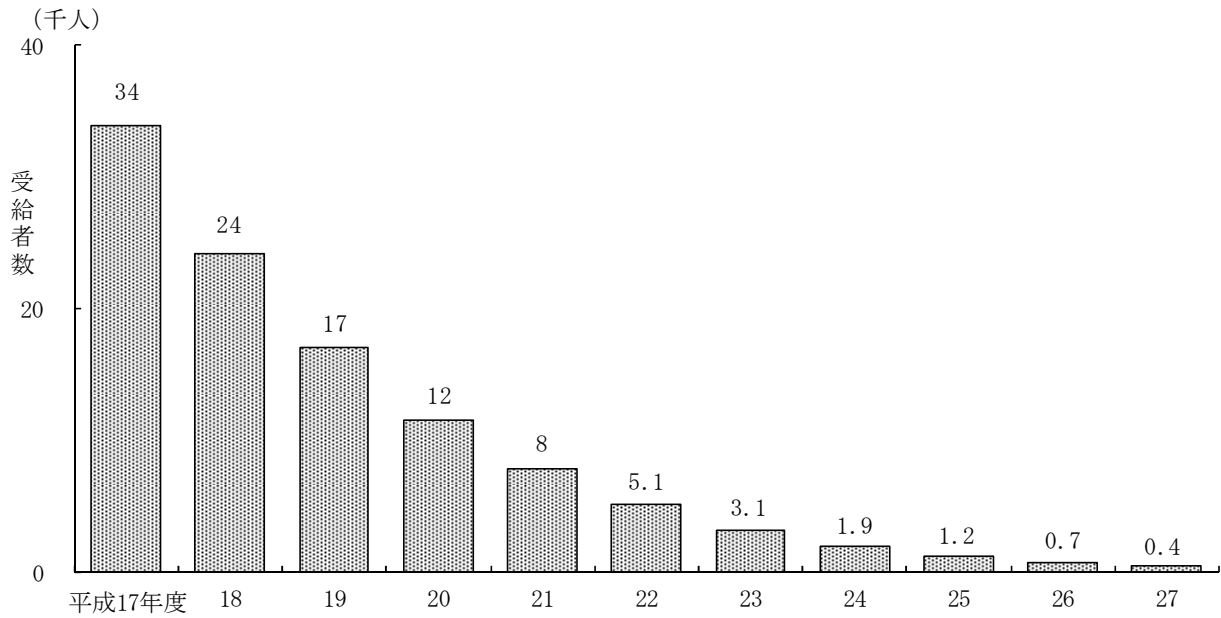
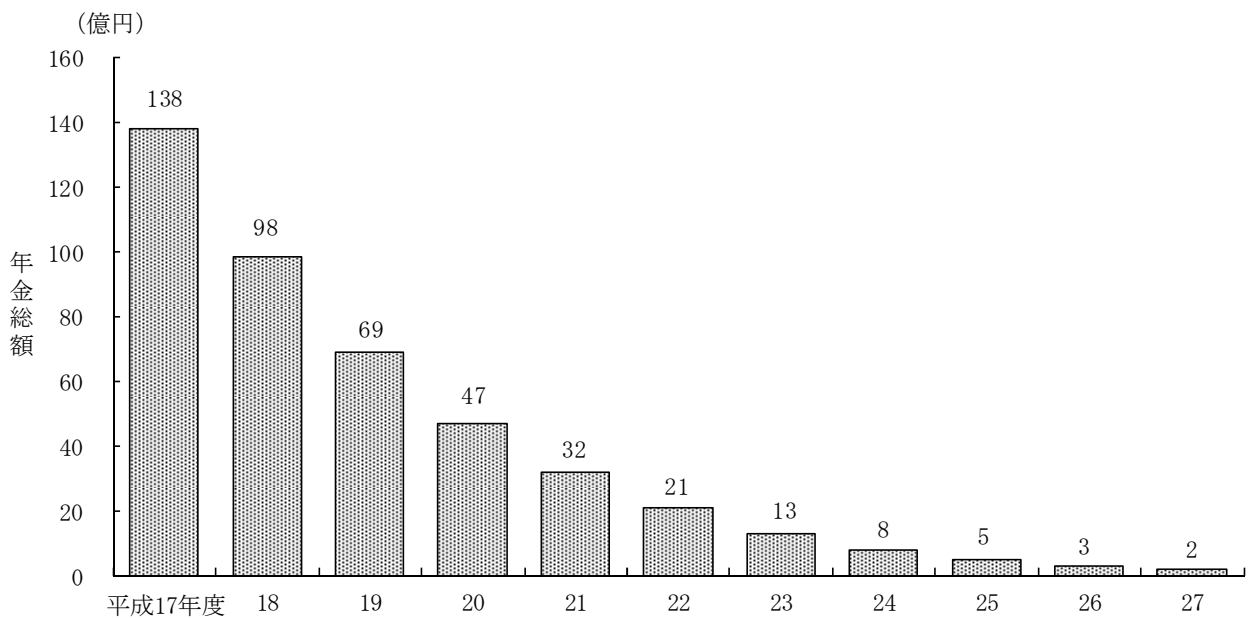


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成27年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,249人、2級が7,041人、合計9,290人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が1,041人、2級が4,190人、合計5,231人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,208人、2級が2,851人、合計4,059人となっている。

また、平成17年4月から平成28年3月末までの累積不支給決定件数は、1,336件となっている(表59)。

表59 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況(平成27年度末)

都道府県	特別障害者数									不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
全 国	9,290	2,249	7,041	5,231	1,041	4,190	4,059	1,208	2,851	1,336
北海道	568	136	432	244	30	214	324	106	218	75
青森県	95	50	45	50	23	27	45	27	18	19
岩手県	110	57	53	61	29	32	49	28	21	4
宮城県	145	31	114	88	16	72	57	15	42	22
秋田県	83	36	47	49	20	29	34	16	18	10
山形県	80	28	52	57	19	38	23	9	14	2
福島県	153	36	117	90	18	72	63	18	45	5
茨城県	200	57	143	110	23	87	90	34	56	30
栃木県	112	36	76	58	11	47	54	25	29	12
群馬県	129	78	51	74	50	24	55	28	27	20
埼玉県	390	49	341	203	17	186	187	32	155	62
千葉県	382	113	269	198	52	146	184	61	123	67
東京都	767	195	572	522	117	405	245	78	167	122
神奈川県	622	179	443	321	78	243	301	101	200	71
新潟県	141	34	107	85	18	67	56	16	40	6
富山県	89	10	79	58	4	54	31	6	25	14
石川県	96	14	82	58	3	55	38	11	27	6
福井県	55	5	50	40	2	38	15	3	12	8
山梨県	71	14	57	56	8	48	15	6	9	12
長野県	120	23	97	93	16	77	27	7	20	22
岐阜県	108	28	80	66	16	50	42	12	30	20
静岡県	222	42	180	132	20	112	90	22	68	30
愛知県	508	65	443	274	25	249	234	40	194	67
三重県	118	22	96	65	12	53	53	10	43	14
滋賀県	58	11	47	34	5	29	24	6	18	19
京都府	194	29	165	93	6	87	101	23	78	33
大阪府	643	161	482	282	63	219	361	98	263	52
兵庫県	408	90	318	190	33	157	218	57	161	84
奈良県	107	30	77	63	12	51	44	18	26	26
和歌山県	75	28	47	41	12	29	34	16	18	11
鳥取県	48	5	43	27	1	26	21	4	17	12
島根県	77	26	51	56	19	37	21	7	14	7
岡山県	218	62	156	128	31	97	90	31	59	21
広島県	307	46	261	206	22	184	101	24	77	59
山口県	161	66	95	104	41	63	57	25	32	36
徳島県	69	31	38	42	21	21	27	10	17	9
香川県	78	12	66	55	8	47	23	4	19	26
愛媛県	122	21	101	57	5	52	65	16	49	17
高知県	58	6	52	36	2	34	22	4	18	6
福岡県	477	81	396	289	38	251	188	43	145	91
佐賀県	57	12	45	38	5	33	19	7	12	10
長崎県	126	47	79	72	25	47	54	22	32	11
熊本県	166	46	120	102	24	78	64	22	42	10
大分県	133	24	109	63	10	53	70	14	56	30
宮崎県	102	34	68	47	9	38	55	25	30	11
鹿児島県	165	28	137	104	12	92	61	16	45	23
沖縄県	77	15	62	50	10	40	27	5	22	12

注。「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成28年3月末までの累計である。

参考. 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況（平成27年度末現在）

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

(1) 適用状況

平成27年度末の厚生年金保険の適用事業所数は199万か所となっている。

被保険者数は4,127万人（男子2,612万人、女子1,515万人）、標準報酬月額平均は32万円（男子35万9千円、女子25万1千円）となっている（表60）。

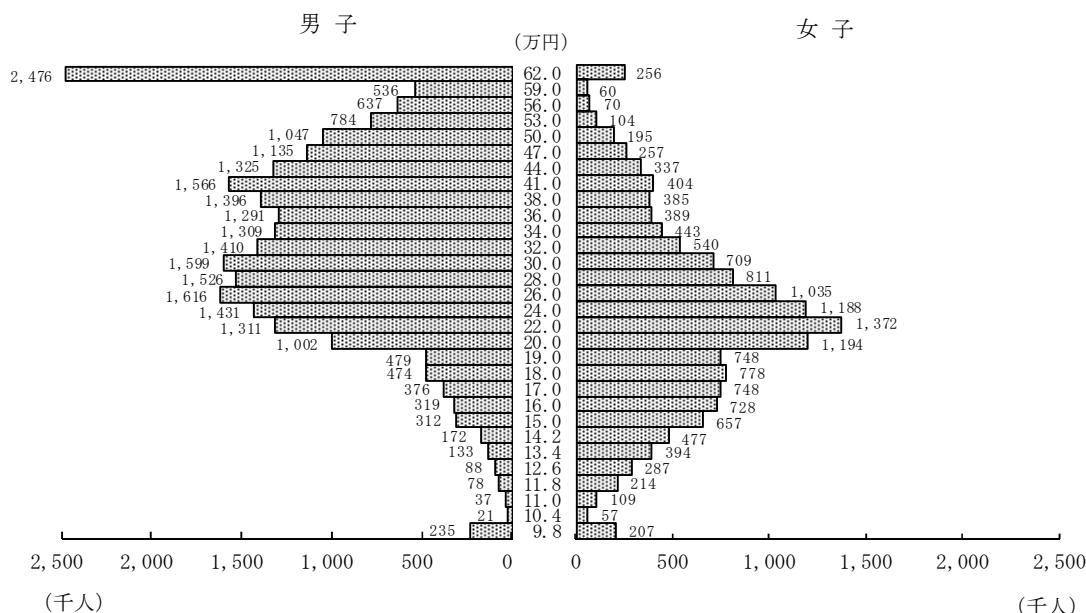
表60 制度別適用状況（平成27年度末）

	事業所数（千か所）	被保険者数(千人)	標準報酬月額平均(円)
厚生年金保険 計	1,990	41,275	319,721
男子	・	26,120	359,355
女子	・	15,155	251,410
国民年金	・	25,830	・
合計	・	67,105	・
総人口	・	126,991	・
うち20～59歳	・	62,356	・

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
3. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。
4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第3号被保険者である。
5. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

図38は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が248万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が1,372万人と最も多くなっている。

図38 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成27年度末）



- 注1. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
2. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成27年度末における厚生年金保険の受給者数は3,375万人となっている。

新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,400万人、通算老齢年金が1,255万人、障害年金が36万人、遺族年金が479万人となっている（表61）。

表61 厚生年金保険 受給者数（平成27年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	14,897	44.1	596	1.8	14	0.0	13,998	41.5	290	0.9
通算老齢年金	13,115	38.9	483	1.4	2	0.0	12,548	37.2	82	0.2
障 害 年 金	411	1.2	42	0.1	1	0.0	363	1.1	4	0.0
遺 族 年 金	5,294	15.7	388	1.1	14	0.0	4,789	14.2	104	0.3
通算遺族年金	32	0.1	30	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	33,749	100.0	1,539	4.6	32	0.1	31,697	93.9	480	1.4

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

② 受給権者数

平成27年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,605万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,573万人、通算老齢年金が1,405万人、障害年金が59万人、遺族給付が568万人となっている（表62）。

表62 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	（年度末現在、単位：千人）			
		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	36,049	15,725	14,048	594	5,681

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

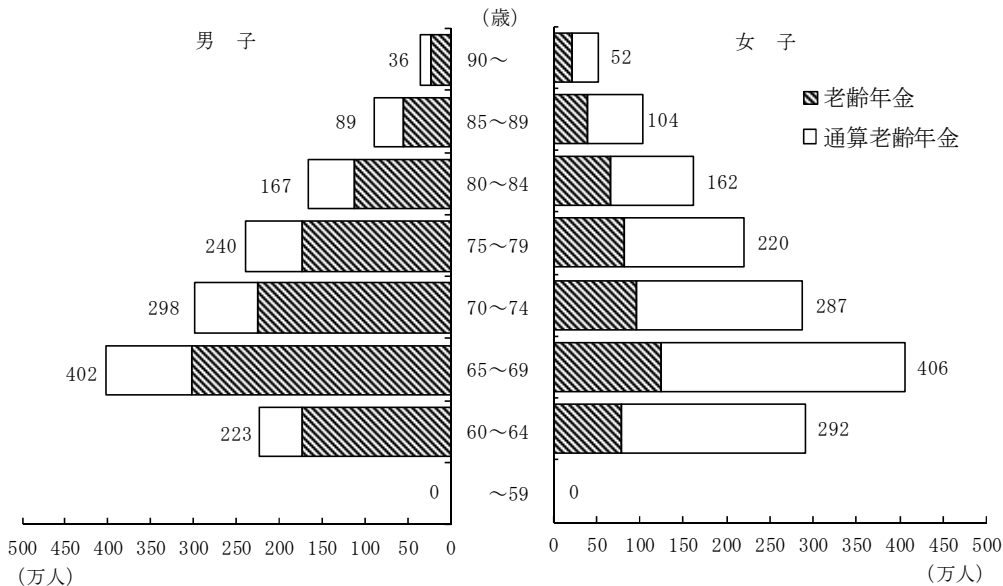
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図 39 は、平成 27 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者 2,977 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に 65～69 歳が最も多い（男子は 402 万人、女子は 406 万人）。

図39 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成27年度末）



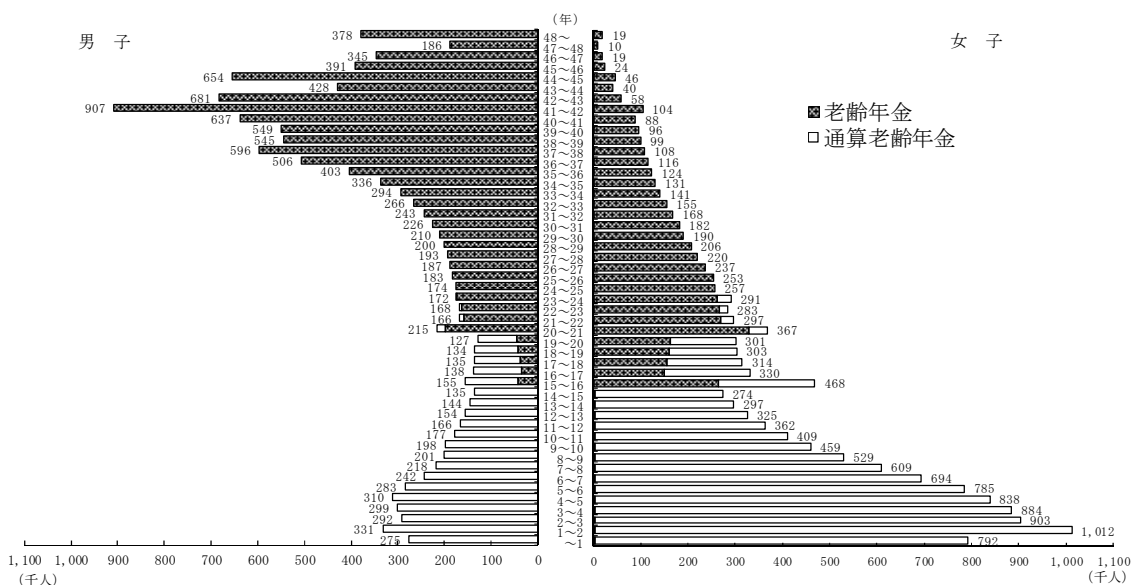
注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 27 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 40 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（91 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（101 万人）になっている。

図40 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成27年度末）



注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

(3) 年金額

① 年金総額

平成27年度末における厚生年金保険の受給者数の年金総額は25兆9,216億円となっている。

新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が16兆3,669億円、通算老齢年金が2兆1,892億円、障害年金が2,442億円、遺族年金が4兆7,920億円となっている(表63)。

表63 厚生年金保険 受給者年金総額(平成27年度末)

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	178,812	69.0	10,083	3.9	393	0.2	163,669	63.1	4,666	1.8
通算老齢年金	23,930	9.2	1,828	0.7	8	0.0	21,892	8.4	202	0.1
障 害 年 金	3,004	1.2	498	0.2	28	0.0	2,442	0.9	35	0.0
遺 族 年 金	53,387	20.6	4,022	1.6	222	0.1	47,920	18.5	1,223	0.5
通算遺族年金	84	0.0	80	0.0	2	0.0	・	・	2	0.0
合 計	259,216	100.0	16,512	6.4	653	0.3	235,924	91.0	6,127	2.4

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 平成27年9月以前に受給権の発生した、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
5. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

② 平均年金月額

平成27年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万8千円、通算老齢年金が5万9千円となっている(表64)。

表64 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

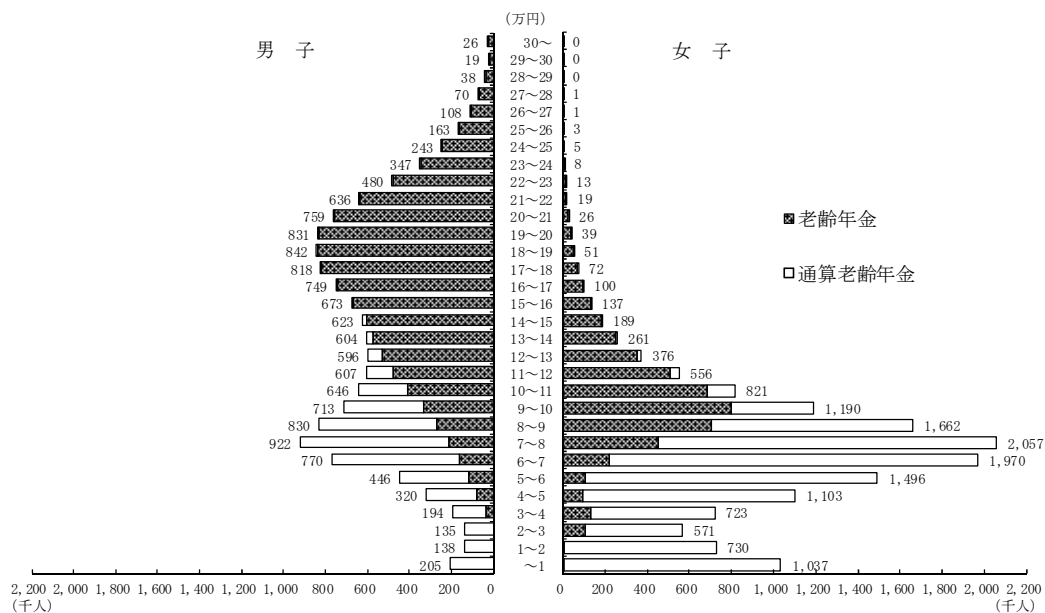
	老 齢 年 金	(再掲)	(再掲)	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成23年度	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	148,150	157,243	76,476	58,982	102,627	85,228

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。
4. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
5. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成 27 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 41 である。男子は、通算老齢年金を中心に 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金の 18～19 万円をピークとする山に分かれているが、女子では 7～8 万円がピークとなっている。

図41 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）



注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

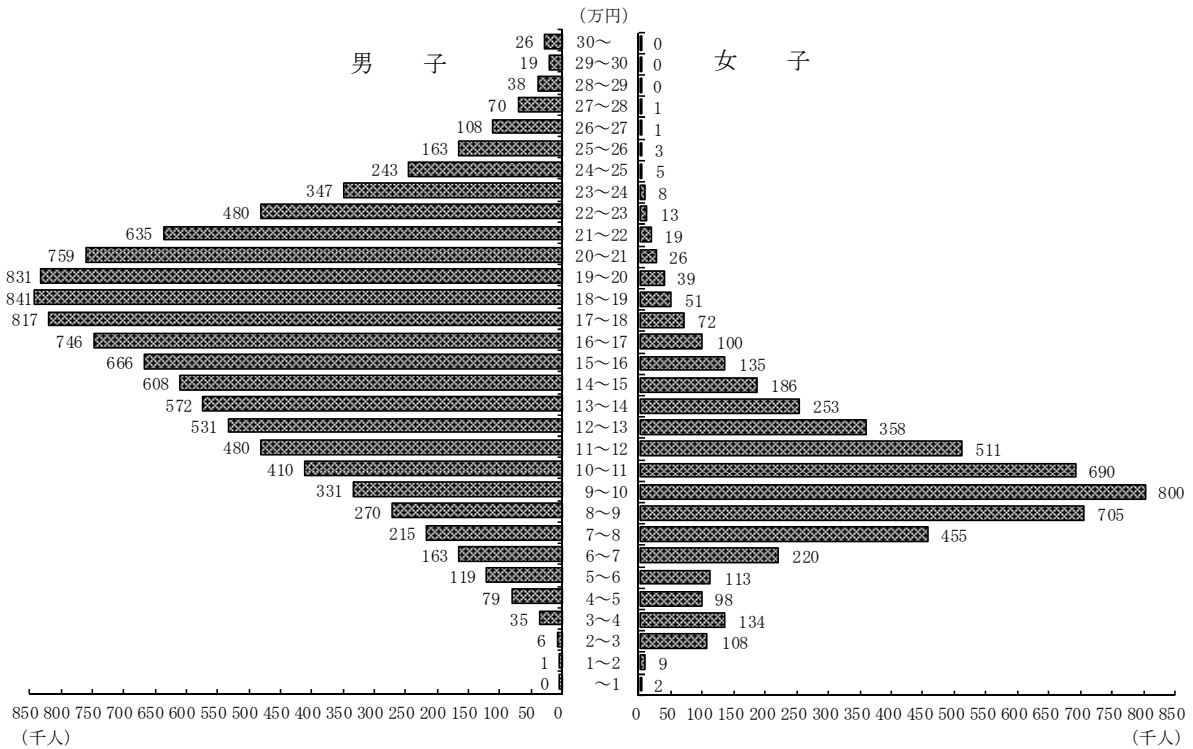
平成 27 年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 65、図 42 である。男子は、15～20 万円が男子全体の 36.8%を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10 万円が 44.8%と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表 65 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成 27 年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,725	100.0	10,610	100.0	5,115	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	471	3.0	120	1.1	351	6.9
5 ～ 10	3,393	21.6	1,099	10.4	2,294	44.8
10 ～ 15	4,598	29.2	2,601	24.5	1,998	39.1
15 ～ 20	4,298	27.3	3,901	36.8	397	7.8
20 ～ 25	2,535	16.1	2,464	23.2	70	1.4
25 ～ 30	404	2.6	399	3.8	5	0.1
30 ～	26	0.2	26	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	145,579		166,432		102,326	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図42 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成27年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

④ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 66 は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成 27 年度に分割された件数は 2 万 8 千件で、前年度と比べ 6 千件増加している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 3 千 9 百件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

表66 厚生年金保険 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)			【参考】
		離婚分割	3号分割のみ	離婚件数 (組)
平成23年度	18,231	17,462	769	241,370
24	19,361	18,252	1,109	237,242
25	21,519	19,663	1,856	234,341
26	22,468	19,980	2,488	228,435
27	28,329	24,441	3,888	228,879

- 注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成28年3月分）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図 43 は平成 27 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）は 45～49 歳の割合が、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）は 40～44 歳の割合が最も高くなっている。

図43 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成（平成27年度）

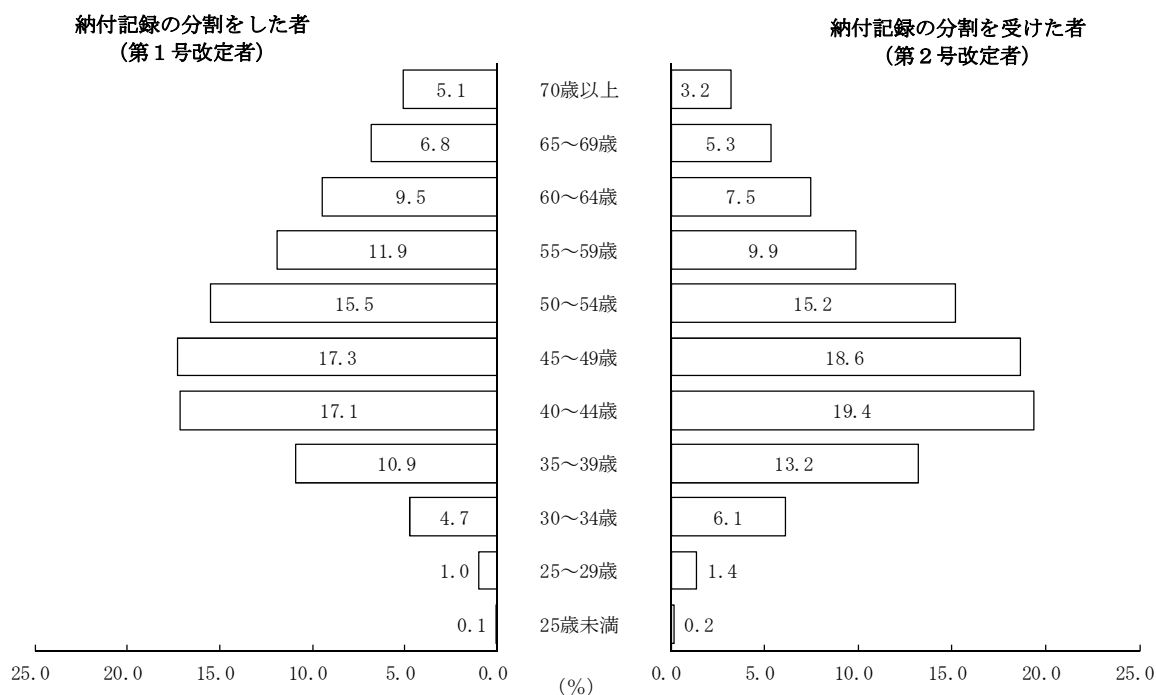


表 67 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 27 年度では 15～20 年の割合が 18.3%と最も高くなっている。

表67 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成23年度	3.8	13.8	18.5	17.7	14.5	12.8	7.8	6.5	4.7
24	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2
25	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9
27	2.8	11.3	17.9	18.3	16.6	12.9	8.6	5.7	5.9

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 68 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 95.4%とほとんどを占めている。

表68 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成23年度	0.0	0.1	0.6	1.7	2.5	95.1
24	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2
25	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.1	0.1	0.5	1.5	2.3	95.4

注. 3号分割に係る期間を含まない。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成27年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,859,425	147,872	30,645,654	55,244
北海道	594,219	138,273	1,392,400	54,365
青森県	129,316	123,906	368,828	51,868
岩手県	156,285	125,680	365,594	55,285
宮城県	255,515	140,758	554,435	54,215
秋田県	137,512	122,888	330,549	53,673
山形県	158,139	124,298	335,344	55,135
福島県	250,651	129,187	514,851	54,536
茨城県	320,407	148,479	720,564	54,259
栃木県	229,310	142,610	487,279	54,430
群馬県	239,672	142,711	509,653	55,885
埼玉県	788,575	158,815	1,626,101	54,602
千葉県	677,763	163,528	1,449,168	54,959
東京都	1,210,430	162,442	2,629,166	54,361
神奈川県	982,044	169,160	1,944,084	55,317
新潟県	346,971	132,078	641,593	56,801
富山県	182,277	139,128	300,985	58,896
石川県	161,930	137,517	292,314	57,979
福井県	127,224	134,214	206,399	58,085
山梨県	92,658	139,411	223,137	54,069
長野県	318,582	138,412	588,009	57,765
岐阜県	260,315	145,623	532,224	57,086
静岡県	528,245	146,206	965,535	56,897
愛知県	851,405	156,650	1,639,843	55,970
三重県	241,612	147,054	469,740	57,433
滋賀県	175,117	151,297	323,874	56,987
京都府	299,759	150,867	638,562	54,425
大阪府	966,489	154,871	1,988,971	53,452
兵庫県	667,808	158,033	1,342,202	55,269
奈良県	157,330	163,020	362,969	54,685
和歌山県	110,118	144,631	276,716	53,263
鳥取県	86,441	127,268	155,058	57,443
島根県	111,220	128,407	205,865	57,970
岡山県	284,846	140,882	499,833	58,222
広島県	394,458	146,904	707,958	57,433
山口県	215,330	145,030	411,378	57,472
徳島県	103,742	127,848	209,007	54,540
香川県	146,526	139,033	266,615	58,328
愛媛県	184,446	135,505	390,893	55,722
高知県	97,366	128,564	215,822	54,088
福岡県	595,067	141,682	1,153,894	54,536
佐賀県	101,270	128,350	214,302	56,905
長崎県	160,287	134,405	370,495	54,161
熊本県	203,357	126,404	472,541	55,460
大分県	146,722	131,581	322,924	54,115
宮崎県	131,894	123,054	298,295	55,628
鹿児島県	184,731	126,690	441,539	55,627
沖縄県	82,895	126,454	258,869	52,300
その他	11,149	131,076	29,277	29,213

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。